長岡京市

男女共同参画計画

第7次計画

2021（令和3）年度

▼

2025（令和7）年度

2021（令和3）年3月

長 岡 京 市

はじめに

男女共同参画社会の実現をめざして

社会のあらゆる分野において、すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合える男女共同参画の社会づくりをさらに進めていく必要があります。

長岡京市では、2010（平成 22）年 10 月に「長岡京市男女共同参画推進条例」を制定し、早くから男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に進めてまいりました。

その結果、固定的な性別役割分担意識は少しずつ変化してきましたが、まだまだ社会習慣などにおいては不平等感が根強く残っており、女性が十分能力を発揮できているとは言い難い状況です。また、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）や性犯罪など女性に対する暴力が深刻化していることも重要な課題です。

このたび策定しました「長岡京市男女共同参画計画　第７次計画」は 2021（令和 3）年４月から始まる「長岡京市第４次総合計画　第２期基本計画」の人権分野の多様性を認め合う共生社会の実現の部門別計画として位置付け、本計画に基づき、すべての人が異なる価値観を認め合い、誰もが“自分らしく生きる”ことのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

また、本計画は、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画として位置付けています。

今後は、本計画に基づき、男女共同参画の意識づくりや性の多様性への理解促進、男女が共に仕事と生活を両立でき暮らしやすい社会の実現のため、あらゆる分野における女性の活躍推進、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）をはじめとする暴力への対策、生涯を通じて健康で安心して暮らせるための支援などの推進に努めてまいります。

男女共同参画社会の実現には、市民、事業所及び各種団体の皆様との連携、協働が不可欠です。今後とも皆様の一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり幅広い観点から計画策定にご尽力いただきました長岡京市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、市民・事業所意識調査やパブリックコメントなどを通じて貴重なご意見をいただきました皆様に心からお礼申し上げます。

2021（令和 3）年３月

長岡京市長　中小路 健吾

もくじ

第1章　計画策定の背景 1

1. 計画策定の趣旨 2
2. 男女共同参画社会とは 2
3. 世界・国・京都府の動向 4
4. 長岡京市の状況 7
5. 長岡京市男女共同参画計画 第6次計画のまとめ 10

第2章　計画の概要 17

1. 計画策定の目的 18
2. 計画の位置付け 18
3. 基本理念 18
4. 計画の期間 19
5. 計画の特徴 19
6. SDGsと男女共同参画 20

第3章　計画の内容 21

計画の体系 22
基本目標Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の意識づくり 24
基本目標Ⅱ　男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 31
基本目標Ⅲ　あらゆる分野における女性活躍の推進 35
基本目標Ⅳ　あらゆる暴力の根絶 48
基本目標Ⅴ　健康で安心な暮らしの実現 57
計画目標の指標 63

第4章　計画の推進 67

1. 計画の推進体制 68
2. 計画の進行管理 69

資料編 71

1. 用語解説索引 72
2. 計画策定の経過 73
3. 長岡京市男女共同参画審議会委員名簿 74
4. 長岡京市男女共同参画推進条例 75
5. 長岡京市男女共同参画推進条例施行規則 79
6. 男女共同参画の推進に関する年表 80
7. 男女共同参画社会基本法 85
8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 89
9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 97

第１章

計画策定の背景

1．計画策定の趣旨

我が国では、1985（昭和 60）年に女子差別撤廃条約の批准を契機に男女平等の実現に向けた取り組みが進められ、1999（平成 11）年には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。男女が、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、あらゆる分野において性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題（前文）」と位置付けられています。

本市では、府内でいち早く、1985（昭和 60）年に「婦人行動計画」を策定し、女性政策に先進的に取り組んできました。2010（平成 22)年には「長岡京市男女共同参画推進条例」を制定し、また、2016（平成 28）年度には、2020（令和 2)年度を目標年度とする「長岡京市男女共同参画計画（第 6 次計画）」を策定し、市と市民等の協働で誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりを目指し、男女共同参画社会の実現に向けた各種の取り組みを計画的に進めてきました。

本市が 2019（令和元）年度に実施した「長岡京市男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」（以下「市民・事業所意識調査」という。）では、5 年前に比べ、「職場」においては、「男女平等になっている」と感じている人の割合は増えていますが、「社会通念・慣習・しきたり」や「社会全般」などでは、「男性優遇」と感じている人の割合が高いという結果になり、引き続き、市民一人ひとりの意識改革につながる取り組みが必要です。

また、2020（令和 2）年の新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用環境の悪化や配偶者等からの暴力の深刻化など、様々な影響が懸念されています。一方で新しい働き方をはじめとする新生活様式や暮らし方の変化など、「新たな日常」の実現に向けた取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、本計画は「長岡京市男女共同参画推進条例」の基本理念をもとに、社会経済情勢の変化や、国及び京都府の方向性、第 6 次計画における進捗状況及び「市民・事業所意識調査」に基づき、本市における男女共同参画に関連する様々な分野の取り組みを計画的に推進するため「長岡京市男女共同参画計画（第 7 次計画）」を策定するものです。

2．男女共同参画社会とは

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（第 2 条）と定義されています。

男女共同参画社会は、性別にかかわらず、誰もが、社会のあらゆる分野で、意欲に応じて活躍することのできる社会です。仕事、家庭、地域生活などの多様な活動を一人ひとりの望む形で展開でき、誰もが、共に夢や希望を実現して、一人ひとりの豊かな人生に結びつくことを目指しています。

◆男女平等と男女共同参画

男女共同参画とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することをいい、それによって男女平等が達成できるものである。

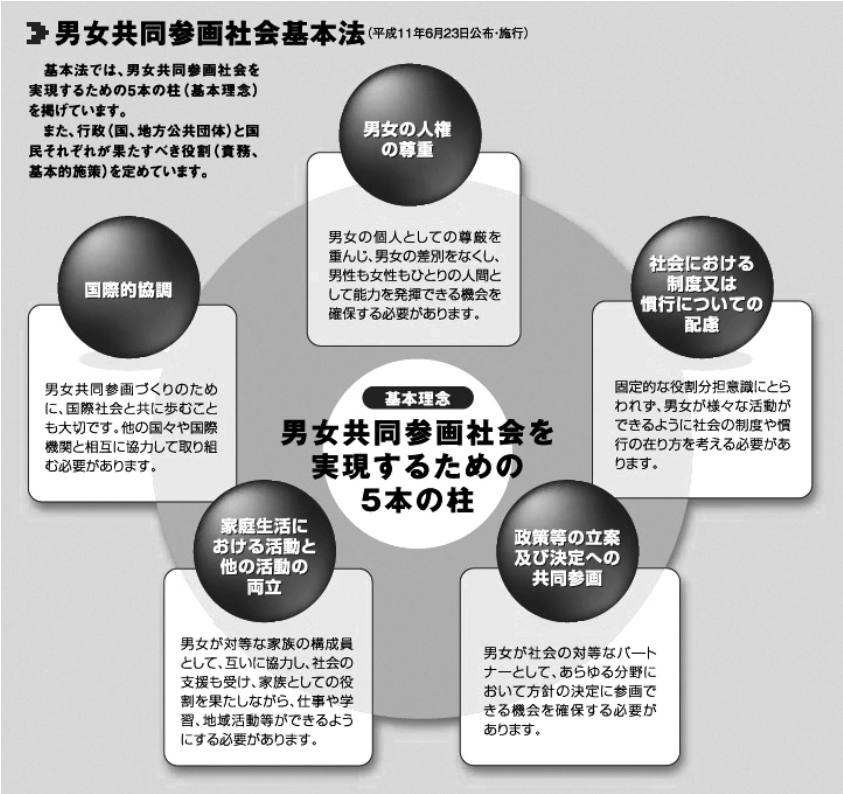

資料：内閣府男女共同参画局

３．世界・国・京都府の動向

(1)世界の動き

世界における男女平等・男女共同参画の取り組みは、国連を中心に進められてきました。国連では1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、翌年からの10年間を国連婦人の10年として、男女平等への取り組みが進められました。

1979（昭和54）年には「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、その前文では「国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としている」と規定されています。

1995（平成7）年に中国・北京で開催された「第4回世界女性会議(北京会議)」で採択された、「北京宣言及び行動綱領」は、国際的な男女共同参画の取り組みの規範となっています。

その後、2000（平成12）年に、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」が国連安全保障理事会で採択、2010（平成22）年に、「**ジェンダー**平等と女性の**エンパワーメント**のための国連機関」(国連女性機関(UN Women))が設立されました。

2015（平成27）年の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、17の目標と169のターゲットが定められました。その目標の一つに「ジェンダー平等」が設定されています。

2019（令和元）年に、日本で開催された「G20(金融・世界経済に関する首脳会合)」の成果文書「G20大阪首脳宣言」には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントは、持続可能で包摂的な経済成長に不可欠である」と明記されています。

「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」は、人権の視点からも社会経済発展の視点からも世界共通の課題として共有されています。

また、同年6月には、国際労働機関（ILO）総会において「仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約」が採択（条約発効日：2021（令和3）年6月25日）されました。仕事の世界における暴力とハラスメントは、人権の侵害又は乱用に当たるおそれがあることや、機会均等に対する脅威であるとして、加盟国に対して、一切の暴力とハラスメントのない職場環境を促進する責任があることに注意を喚起しています。

◆ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。生物学的性別(セックス/sex)とは別に、社会通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

◆エンパワーメント

人は、生まれながらに個性や感性、生命力、能力といった power(力)を持っている。しかし、生きていく中で、差別や偏見にあったり、暴力を受けたり、人と比較されたりという外部からの抑圧で、心が傷つけられ power(力)を奪われてしまう。自分の中にあるpower(力)に気づいて自分を信じ、持っている力を取り戻すことをいう。

(2)国の動き

我が国では、国連の動向に呼応して、国内法の整備と条約の批准、国際社会への支援等を行ってきました。また、働く人の仕事と育児の両立支援に係る取り組みを促す「次世代育成支援対策推進法」や働く分野における女性の活躍推進を促す「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）においては、それぞれ一定の取り組みを行う企業に対して、**くるみん**認定、**えるぼし**認定の制度を設けて、企業の継続的な取り組みを促進してきました。

近年の国内における主な動向としては、2016（平成28）年に、「育児・介護休業法」、「男女雇用機会均等法」、「ストーカー規制法」がそれぞれ改正されています。

また、2018（平成30）年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女候補者数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女候補者数の目標を定める等、自主的な取り組みを規定した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（以下「候補者男女均等法」という。）が公布・施行されました。同年には長時間労働の是正と多様で柔軟な働き方の実現や雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を目的とした「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立しました。

2019（令和元）年には、「女性活躍推進法」施行後3年目の見直し規定による改正が行われ、女性活躍に関する計画策定や情報公開の対象事業主の拡大が規定されました。同年には、「男女雇用機会均等法」等の改正による職場のハラスメント防止対策の強化や住民票、マイナンバーカード等への旧姓併記も施行されました。

2003（平成15）年6月に政府は「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」という目標を決定しました。目標年の2020（令和2）年には、その達成が困難であることから、第5次男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方において、「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に女性が占める割合が30%程度となることを目指す」と改められました。

2020（令和2）年12月には、人口減少社会の本格化、国内外で高まる女性に対する暴力根絶の社会運動、ジェンダー平等に向けた世界的な潮流などの社会情勢を踏まえて、国の「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

◆くるみん
次世代育成支援対策推進法に基づき「子育てサポート企業」として国が認定する制度。
◆えるぼし
女性活躍推進法に基づき女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主を国が認定する制度。

（3）京都府の動き

京都府では、2016（平成28）年に、「KYOのあけぼのプラン(第3次)後期施策」、「京都女性活躍応援計画」の策定、女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」の開設が行われました。同年から「仕事」と「子育て」・「介護」の両立や働き方の見直し、多様な働き方の導入など、**ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**全般に取り組む中小企業を京都府が応援する**「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度**が開始されています。2017（平成29）年には、「京都女性活躍応援男性リーダーの会」の結成、「輝く女性応援京都会議(地域会議)」の設置、「京都ウィメンズベースアカデミー」の開設がありました。2018（平成30）年に「配偶者等からの暴力に関する調査」が実施され、翌年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」が策定されました。

2020（令和2）年度に「KYOのあけぼのプラン(第3次)後期施策」の計画期間が終了することから、2021（令和3）年3月に「KYOのあけぼのプラン(第4次)」が策定されました。

◆ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。

◆「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度

ワーク・ライフ・バランスに取り組む方針を宣言し、認証基準を満たす従業員 300 人以下の府内事業所を京都府が認証する制度。

4．長岡京市の状況

(1)人口の変化

近年、本市では転入超過による社会増により人口が微増していますが、2025（令和7）年には減少局面に転じると推計されています。

本市の2015（平成27）年の**高齢化率**は25.8%で、全国平均（平成27年：26.6%）に比べて、やや低い水準で推移していますが、**団塊ジュニア世代**が65歳以上になり現役世代が急減する2040（令和22）年には32.3%と予想されています。2035（令和17）年頃から急速に高齢化が進展すると推計されています。（図表1-1）

図表 1-1　年齢3区分別人口と高齢化率の推移（推計を含む）（長岡京市）

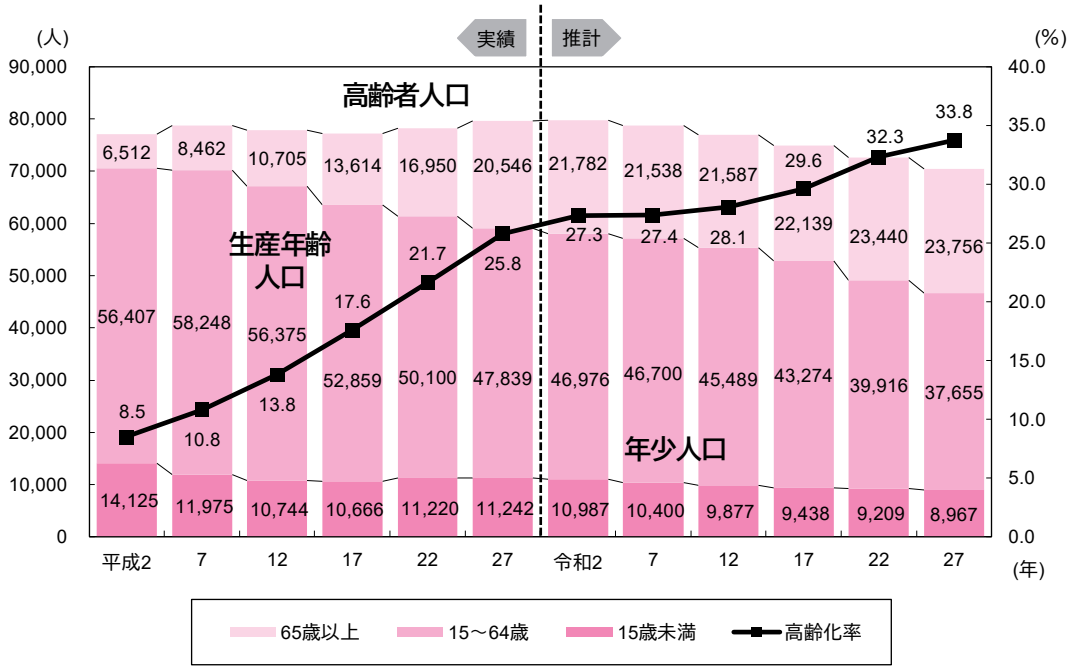

※高齢化率は、65 歳以上人口/総数×100
資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

◆高齢化率
65 歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合のこと。国連は高齢化率が 7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%以上になると「超高齢社会」と定義している。
◆団塊ジュニア世代
広義では、いわゆる団塊世代（1947 年～1949 年生まれ）の子ども世代を指すが、狭義には 1971 年～1974 年生まれの人。

(2)出生の状況

合計特殊出生率は、1985（昭和60）年の1.73以降、2005（平成17）年には1.12まで下がりましたが、それ以降は増減を繰り返し、2018（平成30）年では、1.49となっています。（図表1-2）

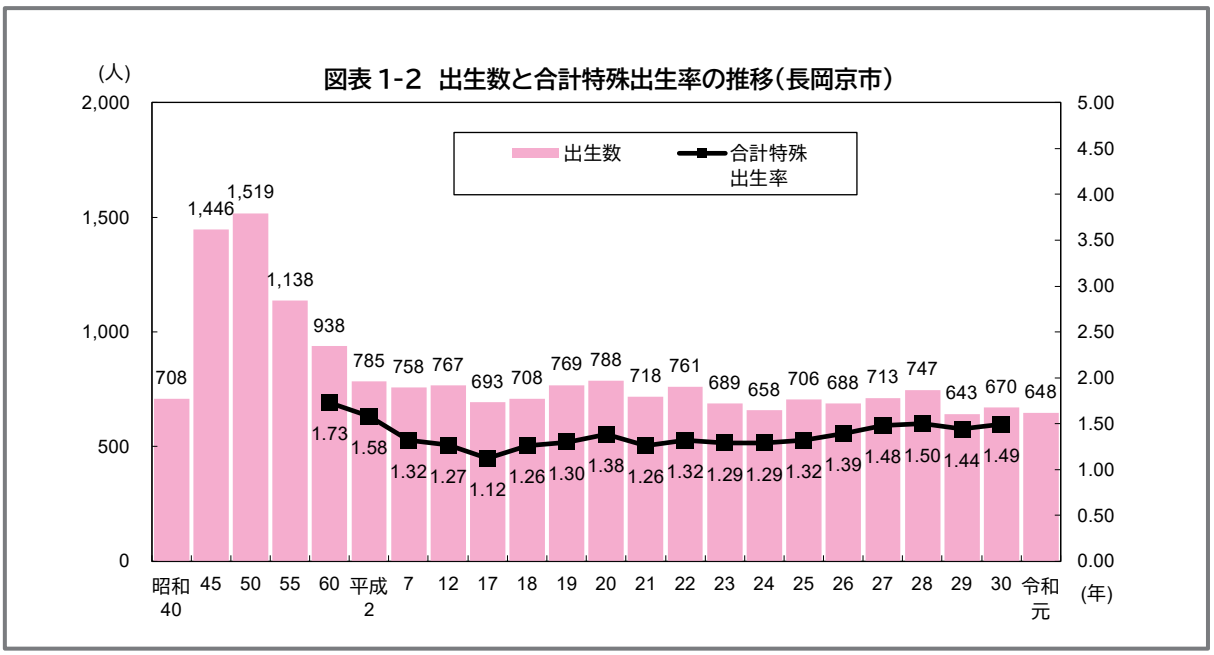

資料:長岡京市

◆合計特殊出生率
15 歳～49 歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1 人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表す。

(3)世帯の状況

「夫婦と子ども世帯」や「三世代親族世帯」が減少し、「単独世帯」「夫婦のみ世帯」が増加しています。「女親と子ども世帯」も増加傾向です。高齢単独世帯の増加が顕著で、そのうち「女性のみ世帯」が約7割を占めています。（図表1-3, 4）

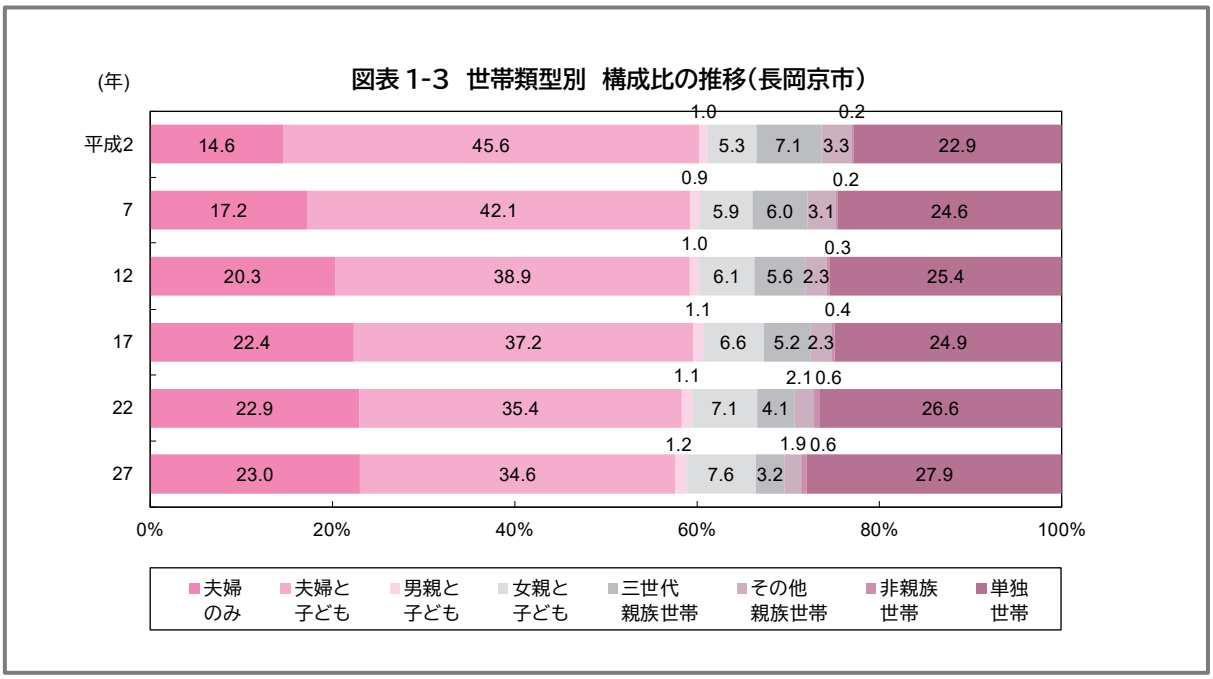

資料:総務省「国勢調査」

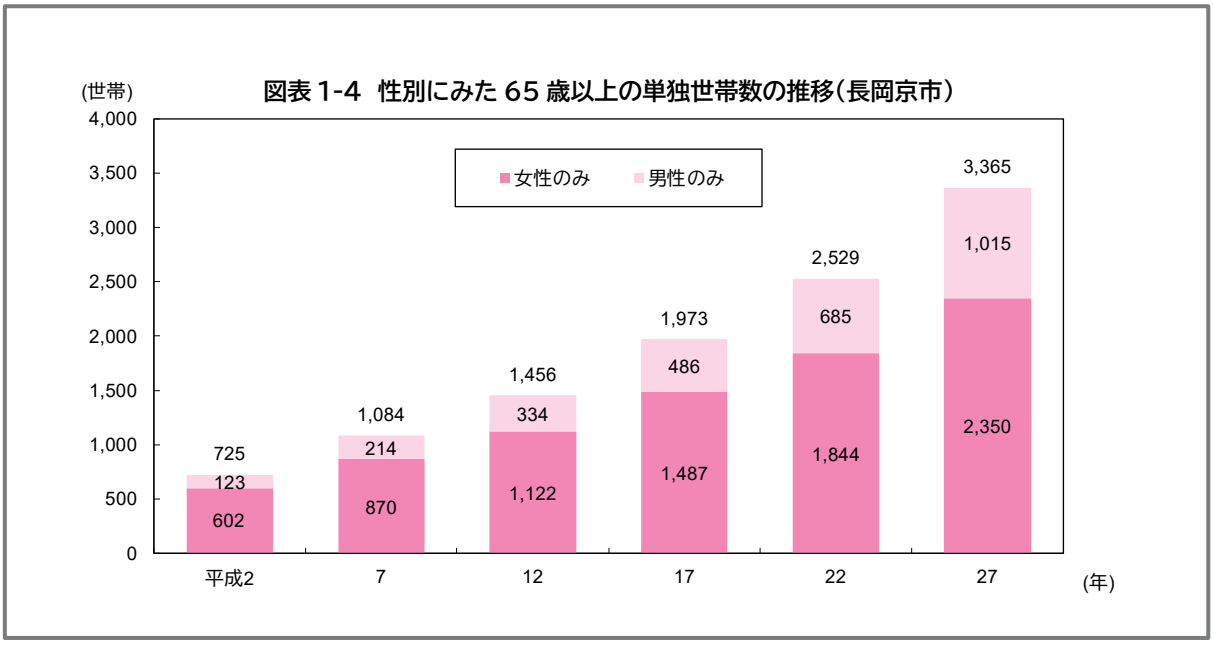

資料:総務省「国勢調査」

5．長岡京市男女共同参画計画 第６次計画のまとめ

(1)成果指標と活動指標　実績値の推移

基本目標	★成果指標 ●活動指標	2014(平成 26)年度 現状値	実績値				2020(令和 2)年度 目標値
			2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度	
Ⅰ 男女平等・男女共同参画の意識づくり	★「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 19.5% 男性 18.9%				女性 11.3% 男性 24.1%	女性 30.0% 男性 30.0%
	●ホームページにおける市の「男女共同参画」ページへのアクセス数	10,292 件/年	13,427 件/年	12,637 件/年	21,851 件/年	17,636 件/年	14,000 件/年
	●男女共同参画フォーラム参加者へのアンケートで「男女共同参画への意識が深まった」と回答した人の割合	66.3%	78.4%	72.1%	84.0%	78.2%	80.0%
Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	★「男女共同参画社会」という言葉の認知度(「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計)	女性 72.2% 男性 74.6%				女性 67.5% 男性 66.1%	女性 80.0% 男性 80.0%
	●若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数	6 回/年	6 回/年	7 回/年	10 回/年	8 回/年	9 回/年
	●人権教育・啓発事業の中で男女平等・男女共同参画に関する事業数	15 事業/年 44 事業中	17 事業/年 53 事業中	17 事業/年 52 事業中	21 事業/年 44 事業中	18 事業/年 45 事業中	18 事業/年
	●男女共同参画を推進する講座・セミナーの開催回数と参加者数	23 回/年 のべ 556 人/年	30 回/年 のべ 712 人/年	27 回/年 のべ 770 人/年	20 回/年 のべ 659 人/年	17 回/年 のべ 770 人/年	30 回/年 のべ 600 人/年
Ⅲ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	★「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 19.2% 男性 33.9%				女性 13.7% 男性 27.8%	女性 30.0% 男性 40.0%
	●長岡京市審議会等への女性委員の参画比率	38.5%	36.6%	34.8%	37.0%	34.2%	40.0%
	●長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が 40%～60%である割合	57.9% (33/57 審議会)	52.2% (24/46 審議会)	48.1% (26/54 審議会)	47.4% (27/57 審議会)	41.8% (23/55 審議会)	65.0%
	●長岡京市の女性管理職・監督職の割合	31.7% 平成 26 年度当初	37.0%	37.9%	37.2%	39.4%	38.0% 令和 2 年度当初
Ⅳ あらゆる分野への男女共同参画	★「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 16.6% 男性 23.7%				女性 20.2% 男性 29.5%	女性 25.0% 男性 35.0%
	★「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 40.6% 男性 50.8%				女性 35.3% 男性 46.4%	女性 50.0% 男性 60.0%
	●男女共同参画フロア(いこーる)の承認団体数	18 団体	15 団体	13 団体	16 団体	17 団体	20 団体
	●再就職セミナーや女性のためのスキルアップ講座の実施回数と参加者数	2 回/年 のべ 8 人/年	3 回/年 のべ 71 人/年	7 回/年 のべ 74 人/年	4 回/年 のべ 57 人/年	2 回/年 のべ 31 人/年	5 回/年 のべ 50 人/年
	●防災学習会の実施回数と女性参加者の割合	20 回/年 50.0%	23 回/年 60.0%	25 回/年 60.0%	28 回/年 60.6%	29 回/年 54.3%	57 回/年 50.0%

基本目標	★成果指標 ●活動指標	2014(平成 26)年度 現状値	実績値				2020(令和 2)年度 目標値
			2016(平成 28)年度	2017(平成 29)年度	2018(平成 30)年度	2019(令和元)年度	
Ⅴ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	★「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」という言葉の認知度（「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計）	女性 55.3% 男性 65.5%				女性 52.4% 男性 55.3%	女性 65.0% 男性 70.0%
	●男性の生活自立力向上のためのセミナー等への男性の参加者数	のべ 83 人/年	のべ 53 人/年	のべ 31 人/年	のべ 22 人/年	のべ 11 人/年	のべ 100 人/年
	●長岡京市の男性職員の育児休業取得者数	実数 5 人 /5 年間	実数 0 人 /5 年間	実数 0 人 /5 年間	実数 1 人 /5 年間	実数 2 人 /5 年間	実数 3 人 /5 年間
	●ファミリーサポートセンターの会員数	依頼 474 人 提供 198 人 両方　95 人	依頼 462 人 提供 225 人 両方　95 人	依頼 479 人 提供 232 人 両方　96 人	依頼 522 人 提供 236 人 両方　94 人	依頼 513 人 提供 243 人 両方　89 人	依頼 475 人 提供 200 人 両方 100 人
Ⅵ あらゆる暴力の根絶	★「ドメスティック・バイオレンス（夫婦・パートナー間の暴力）やデートDV（恋人からの暴力）」を女性の人権侵害と思う人の割合）	女性 59.4% 男性 54.5%				女性 53.1% 男性 51.5%	女性 70.0% 男性 65.0%
	●若年層へのDV等防止啓発事業の実施回数	2 回/年	2 回/年	3 回/年	4 回/年	4 回/年	5 回/年
	●パープル＆オレンジリボンプロジェクトの参加者数	－ ※2015(H27)年度からの新規事業	のべ 288 人/年	のべ 389 人/年	のべ 396 人/年	のべ 310 人/年	のべ 300 人/年
Ⅶ リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく健康支援	「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」という言葉の認知度（「よく知っている」「少しは中身を知っている」「言葉は聞いたことがある」割合の合計）	女性 13.1% 男性 18.7%				女性 14.9% 男性 19.3%	女性 30.0% 男性 25.0%
	●乳がん検診受診率	18.9%	19.5%	18.2%	18.0%	17.2%	25.0%
	●子宮頸がん検診受診率	22.7%	18.3%	18.4%	17.4%	16.5%	23.0%
	●全妊婦の状況把握率	98.8%	99.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

（2）長岡京市男女共同参画計画 第6次計画の取り組みと課題

基本目標Ⅰ　男女平等・男女共同参画の意識づくり

●男女共同参画週間事業や人権・男女共同参画フォーラム等、各種講座の開催を通した啓発活動、ホームページや男女共同参画センターニュースの発行、男女共同参画啓発作品の募集等、様々な機会をとらえ情報発信を行い、男女平等・男女共同参画の意識の向上に取り組みました。

●「市民・事業所意識調査」では、この 5 年間の意識の変化として、「男女平等の考え方」を「前進した」と回答する割合が、男女とも 5 割以上となり、意識づくりが進んでいることがうかがえます。しかし一方では、「社会における平等感」について、「平等になっている」と回答する割合が 5 割を超えた項目は「学校教育」のみであり、実際の生活の中では男女平等につながる社会の変化が実感されていない状況です。

●女性活躍推進の取り組みや女性の就業率の上昇を受けて「職場」における平等意識はやや向上しています。しかしながら「社会全般」「社会通念・習慣・しきたり」などでは、「男性優遇」と感じている割合が高い状況です。

●男女平等・男女共同参画の意識づくりには、性別や年齢による意識差も大きいことから、固定的性別役割分担意識の解消への取り組みをはじめ、暮らしの中での気づきや学びにつなげていくことができるよう性別や年齢に応じた、より効果的な啓発を進めていく必要があります。

基本目標Ⅱ　男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

●「市民・事業所意識調査」からは、少子高齢化や家族形態の多様化、共働き世帯の増加など、子どもを取り巻く社会環境の変化がみられました。

●保育や学校教育の場では、性別にとらわれず自らの進路を主体的に切り開く能力の育成や男女共同参画に関する課題について、より身近なものとして学び考える機会を提供しました。市内の中学校では、2018（平成 30）年度から「**性の多様性**」に関する出前授業を実施し、多様な生き方、考え方を認め合う意識の醸成につなげています。

●生涯学習の場では、男女共同参画センターをはじめ、中央生涯学習センターや中央公民館など様々な施設において、男女共同参画事業や人権尊重に関して学ぶための講座や図書の貸出等、男女平等・男女共同参画を学ぶ機会の充実を図りました。

◆性の多様性

性には、からだの性、心の性、好きになる性、表現する性の大きく 4 つの要素があり、その組合せは多様である。このような多様な性のあり方を、Sexual Orientation＝性的指向（どの性別が好きか／好きになる性）、Gender Identity＝性自認（自分がどの性別か／こころの性）の頭文字を組み合わせて、SOGI（ソジ）と表すことが増えてきている。性的指向や生活習慣、価値観などは人によって様々であり、これらの多様性を受け入れ、社会として新しい価値を生み出すことが求められている。

●「市民・事業所意識調査」では、男女平等教育は、家庭では「協力して家事・子育てなどをすること」学校では「性別に偏ることなく個人の能力や希望を重視した進路指導をすること」が最も大切であるとの結果となっており、家庭や地域、学校など日常の生活の中での取り組みが重要です。
性別や年齢にかかわらず、誰もが、生涯を通して、男女共同参画や人権尊重について学ぶことができるよう、引き続き、教育・学習機会の充実に向けた環境整備が必要です。

基本目標Ⅲ　政策・方針決定過程への女性の参画拡大

●政策、方針決定過程の参画へ性別的な偏りをなくすため、審議会等への女性登用の促進や、長岡京市の女性管理職・監督職員の登用拡大、女性の**キャリアアップ**のための研修機会の充実や、女性リーダーの育成を図りました。

●市における女性の管理・監督職の登用は進んでいますが、審議会等の委員については、女性の参画が十分とはいえない状況です。引き続き、女性委員の参画拡大を図っていく必要があります。

●あらゆる意思決定の場への女性の参画拡大に向け、関係機関や団体への働きかけと積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）の強化や女性リーダーの育成、環境の整備が求められています。

●「市民・事業所意識調査」では、9 割以上の事業所が女性の活躍を「期待している」との回答でした。しかし約 6 割の事業所が、女性の活躍推進には「家庭生活への配慮」が課題であることを挙げており、女性活躍を進めるためには、仕事と家庭生活の両立支援の取り組みの充実や男性の家庭生活等への参画が重要です。

基本目標Ⅳ　あらゆる分野への男女共同参画

●働く場においては、再就職やスキルアップ、創業のための講座を開催し、継続就労と再就職に向けた支援を行いました。
市内事業所に対しては、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」等の関係法規の周知を行うとともに、女性の継続就労や活躍推進をはじめ、すべての人が働きやすい職場づくりについて、情報交換を行いました。

●男女共同参画を推進する団体に、男女共同参画フロア等を活用した交流会や男女共同参画シンポジウムへの参加を通じた活動支援を行いました。防災の取り組みでは、男女共同参画の視点に立った防災訓練や学習会、男女共同参画の視点を反映した地域防災計画の改正を行いました。すべての人が安心して暮らすことができるよう、高齢者や障がいのある人、ひとり親の家庭などへ、制度の活用支援や情報提供を行いました。

◆キャリアアップ
より高い資格・能力を身につけること。経歴を高めること。

●多様な性への理解を深めるため、市民公開講座や教職員への出前講座など、多様性を認め合う意識の醸成を図りました。今後も多様な性のあり方を認め合う意識を高めていく更なる取り組みが必要です。

●女性の就業は、この 20 年間で 20 歳代後半以降の労働力は大きく上昇し、出産後も就業を継続する女性が増加しています。一方、男性の育児休業取得率は低く推移しています。女性の活躍推進や、男性の家庭生活等への参画について、事例や課題を共有できる市内事業所間でのネットワークづくり等の取り組みが求められています。

●「市民・事業所意識調査」では、「男性が家庭生活や地域活動に参画するために必要なこと」として「労働時間短縮や休暇制度の普及」を必要と考える割合が男女ともに約 5 割となっており、様々な分野へ参画していくためには、ワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みも重要です。

基本目標Ⅴ　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

●保育サービスの充実や病児・病後児保育サービスの拡充、中学校給食の導入等、子育てと仕事の両立支援に対する取り組みの充実を図りました。また、男性対象の料理教室や子育て支援セミナーの実施等、男性の家庭生活への参画拡大に向けた講座を開催しました。
事業所に対しては、働き方改革関連法について情報提供を行い、ワーク・ライフ・バランスの取り組みに向けた発信を行いました。

●ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた法改正等の制度整備は進んでいますが、市民・事業所意識調査では、「仕事と生活のバランスの実現」が「前進した」と回答する割合が、男女ともに 3～4 割と低く、ワーク・ライフ・バランスの実現が難しい状況がうかがえます。

●ワーク・ライフ・バランスの推進には、事業所の理解が不可欠であることから、休暇等を取得しやすい意識づくりや働き方改革の推進に向けた様々な施策展開が求められます。

基本目標Ⅵ　あらゆる暴力の根絶

●女性に対する暴力の根絶と児童虐待の防止を目的に、「パープル＆オレンジリボンプロジェクト」を実施しました。また、若年層への**デートＤＶ**防止啓発として、高等学校、短期大学への出前講座やデートＤＶ啓発冊子による啓発を行いました。

●ＤＶ被害者の適切な保護を図るため、関係機関との連携を通じ、緊急一時保護をはじめ、自立に向けた支援などワンストップでの支援を行いました。ＤＶ専用電話相談を開設し、あらゆる暴力が潜在化しないよう相談体制の強化を図りました。

●「市民・事業所意識調査」では、「女性の人権が侵害されていると思うこと」について、「**セクシュアル・ハラスメント**、**マタニティ・ハラスメント**は人権侵害である」と回答した割合が女性でも約 6 割程度で、女性への人権侵害に対する意識は、男女ともに高くないことがうかがえます。あらゆる暴力を許さない意識を社会全体で共有できるよう、引き続き、暴力根絶に向けた意識啓発や学習機会の充実に取り組むことが重要です。

●**ドメスティック・バイオレンス**（ＤＶ）と児童虐待には密接な関係があることから、ＤＶや児童虐待の根絶への対応強化が求められています。ＤＶ等による被害者が安心して相談でき、適切に支援ができる体制づくりを関係機関と連携して構築することが重要です。

●様々なハラスメントや暴力など、あらゆる暴力は、男性が被害者になることも念頭におき、家庭や地域・事業所・学校などで広報や啓発を行うとともに、学習機会や情報提供の充実・強化が求められています。

◆デートDV（カップル間の暴力）
　カップルの間で起こる暴力のこと。殴る、蹴るの暴力だけでなく、どなる、おどす、交友関係を細かくチェックし行動を制限するなど、相手を自分の思いどおりに支配しようとする行為も含む。
◆セクシュアル・ハラスメント
　性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいう。男女雇用機会均等法では、職場において行われる性的な言動に対する対応によって労働条件について不利益を受けること（対価型）、又は職場において行われる性的な言動により就業環境が害されること（環境型）を指し、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主の義務が規定されている。
◆マタニティ・ハラスメント
　妊娠・出産を理由に職場において不利益を受けたり、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたりすること。
◆ドメスティック・バイオレンス（DV）
　配偶者、恋人その他の親密な関係にある（あった）者の間で起こる暴力、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力、及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。暴力には身体的暴力だけでなく、言葉や威嚇などによる精神的暴力、性行為の強要などの性的暴力、人との付き合いを制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもを巻き込む暴力などが含まれる。

基本目標Ⅶ　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく健康支援

●各種検診の受診勧奨や相談の実施により、ライフステージに応じた健康支援を行いました。性と健康をテーマとした講座や性感染症に関する情報を提供し、性と生殖についての正しい知識と自己決定する権利（**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**）についての学習機会を提供しました。
子育てコンシェルジュ事業を実施し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援と男性の育児実習等、妊娠期への理解促進を図りました。

●ライフステージに応じた健康づくりへの支援や、女性特有の疾病予防に向けた各種検診や情報提供、相談体制の充実が必要です。また、「性と生殖に関する健康と権利」に基づき、子どもの頃から発達段階に応じた「性教育」が必要とされており、様々な機会をとらえた学習機会の提供が求められています。

◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）
　1994（平成 6）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念。リプロダクティブ・ヘルスは、女性の全生涯にわたる健康の自己決定権を保障する考え方であり、リプロダクティブ・ライツは、それをすべての人々の基本的人権として位置付ける理念である。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。
◆子育てコンシェルジュ事業
　保健師・助産師・栄養士等専門職がチームとなって、市民の妊娠・出産・子育てをサポートする事業。

第2章

計画の概要

1．計画策定の目的

この計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項及び「長岡京市男女共同参画推進条例」第 8 条第 1 項に基づき策定するものです。また、地域の特性を踏まえながら、市民、事業者、教育関係者などとの協働のもと、性別にとらわれず一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮でき、喜びも責任も分かち合いながら、誰にとっても暮らしやすい男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

2．計画の位置付け

本計画は、

(1)「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に基づく計画で、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び京都府の「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）後期施策 - 京都府男女共同参画計画」を踏まえた計画です。

(2)「長岡京市男女共同参画推進条例」第 8 条第 1 項に基づく計画です。

(3)「長岡京市第 4 次総合計画　第 2 期基本計画」の柱「かがやき」、分野「人権」での「多様性を認め合う共生社会の実現」の部門別計画であり、他の個別計画と連携した計画です。

(4)本計画の基本目標Ⅲを、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項に定める「長岡京市女性活躍推進計画」として位置付けます。

(5)本計画の基本目標Ⅳを、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第 2 条の 3 第 3 項に定める「長岡京市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」として位置付けます。

3．基本理念

長岡京市男女共同参画推進条例（第 3 条）の基本理念に基づき、市と市民等の協働で、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる、真に豊かなまちづくりに取り組みます。

1. 個性と能力を発揮する機会の確保
2. 多様な生き方の選択の自由
3. あらゆる意思決定の場への共同参画
4. 家庭生活と社会生活との両立
5. 個人の尊厳と男女平等の意識を育む教育・保育
6. 性と生殖に関する健康とそれを享受する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の保障
7. 均等で健全な就業環境の保障
8. 暴力の根絶
9. あらゆる人の人権への配慮
10. 国際的取り組みとの協調

4．計画の期間

計画の期間は、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年間とし、社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じて見直しを行います。

5．計画の特徴

(1)目標(活動指標)による進行管理

第7次計画に位置付けられている施策の内容の中で、特徴的な数値目標を示すことによって男女共同参画の進捗状況がわかりやすくなるものを、活動指標に設定します。

活動指標は、毎年度の成果を測り、フォローアップを行います。

(2)重点施策の設定

以下の5点を重点施策として取り組みます。

1. あらゆる分野での女性の活躍推進
2. 男性にとっての男女共同参画
3. 次世代にとっての男女共同参画
4. あらゆる暴力の根絶
5. 性の多様性への理解

６．ＳＤＧｓと男女共同参画

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための 17 の目標から成る国際目標であり、誰一人取り残さないことを誓っています。

ＳＤＧｓは、経済・社会・環境の各分野の課題について統合的な解決を目指すものです。

この目標のうち、特に 5 番目の「ジェンダー平等を実現しよう」は、本計画の取り組みと関連しており、本計画の推進を通して「ＳＤＧｓ」の達成に貢献します。

ジェンダーの平等を達成し、
すべての女性と女児の
エンパワーメントを図る

◆SDGs（持続可能な開発目標）

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。 SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものである。

第3章

計画の内容

計 画 の 体 系

基本目標	取組方針		施策の方向	
Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり	1	男女平等・男女共同参画意識の浸透	1	男女平等・男女共同参画の意識の浸透
			2	国際的視野に立った男女共同参画施策の情報収集・提供の充実
			3	相談の充実
			4	情報化社会における人権尊重・男女平等の推進
	2	性の多様性を認め合う意識の醸成	5	性の多様性への理解促進
Ⅱ 男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	3	子どもにとっての男女共同参画の理解促進	6	学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進
			7	家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進
	4	生涯学習の場での男女共同参画の推進	8	多様な選択を可能にする学習機会の提供
女性活躍推進計画 Ⅲ あらゆる分野における女性活躍の推進	5	政策・方針決定の場への女性の参画拡大	9	市における女性の登用の推進
			10	女性リーダーの育成
	6	働く場における女性の活躍推進	11	男女平等の雇用機会と待遇の確保
			12	女性の起業と就労支援
			13	事業所における女性活躍推進への働きかけ
	7	地域における男女共同参画の推進	14	あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進
			15	防災における男女共同参画の推進
			16	男女共同参画を推進する市民活動の支援
	8	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	17	仕事と子育て・介護の両立支援の推進
			18	男性の子育て・家庭生活・地域活動への参画促進
			19	事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進

	基本目標	取組方針		施策の方向	
DV防止基本計画	Ⅳ　あらゆる暴力の根絶	9	女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発	20	あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供
		10	配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護	21	相談・支援体制の充実
				22	被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援
		11	ハラスメント防止への取り組み	23	様々なハラスメント防止の働きかけと周知
	Ⅴ　健康で安心な暮らしの実現	12	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく女性の健康支援	24	性に関する理解と性感染症予防などの啓発
				25	安心して妊娠・出産できる環境の整備
		13	生涯を通じた健康づくりの支援	26	ライフステージに応じた健康支援
				27	心と体の健康支援
		14	様々な状況にある人への支援と環境整備	28	高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
				29	ひとり親家庭への支援

基本目標Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

「市民・事業所意識調査」では、この 5 年間の男女共同参画に関わる社会の変化として、「男女平等の考え方」「職場や地域などでの女性の活躍」「性の多様性への理解」などについて、男女ともに概ね半数以上が一定の前進を実感しています。（図表 3-1-3）

また、「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という考え方に対して否定的な人の割合は、前回調査を上回り、固定的な性別役割分担意識が薄れていることがわかります。（図表 3-1-1）

長年にわたり人々のなかに形成された固定的な性別役割分担意識や「男らしさ、女らしさ」の意識、性差に関する偏見や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、女性が社会で活躍することを妨げる側面がある一方で、男性に対しても、弱音をはいてはいけない、主たる稼ぎ手でなければならないといった男性観が、男性自身の生きづらさにつながることがあります。

社会的・文化的につくられた性（ジェンダー）にとらわれて生きることは、女性にとっても男性にとっても、無意識のうちに自分自身や周囲の人に対しての行動を制限したり、個性や能力を発揮する機会を阻んだりすることにつながる可能性もあります。

近年、性の多様性への理解は広がりつつあり、「市民・事業所意識調査」では、ＬＧＢＴの言葉の認知度は、男女ともに 8 割以上と高くなっています。また、「性の多様性を認める社会を実現するためにはどのようなことが必要か」には、「性の多様性について学校教育を充実する」「性的少数者の生きづらさや困りごとを社会的な課題として啓発する」などが必要であると考える人の割合が 4 割以上となっています。（図表 3-1-4, 5）

国際化、情報化の進展や、少子高齢化の進行など、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化していくことが予想されます。

これらの変化に対応し、社会が持続的に発展していくためには、多様な人が活躍することのできる環境を整備することが必要であり、男女共同参画社会の実現には、あらゆる人の人権の尊重と男女共同参画意識の醸成が重要となります。

すべての人が、人として尊重され生きることのできる社会の実現に向け、取り組みを更に進めます。

◆LGBT

Ｌ（女性の同性愛者/Lesbian：レズビアン）、Ｇ（男性の同性愛者/Gay：ゲイ）、Ｂ（両性愛者/Bisexual：バイセクシャル）、Ｔ（こころの性とからだの性との不一致/Transgender：トランスジェンダー）の頭文字をとった言葉で、性的指向・性自認に関する少数者を指す言葉として用いられることも多い。

図表 3-1-1　固定的性別役割分担意識の変化

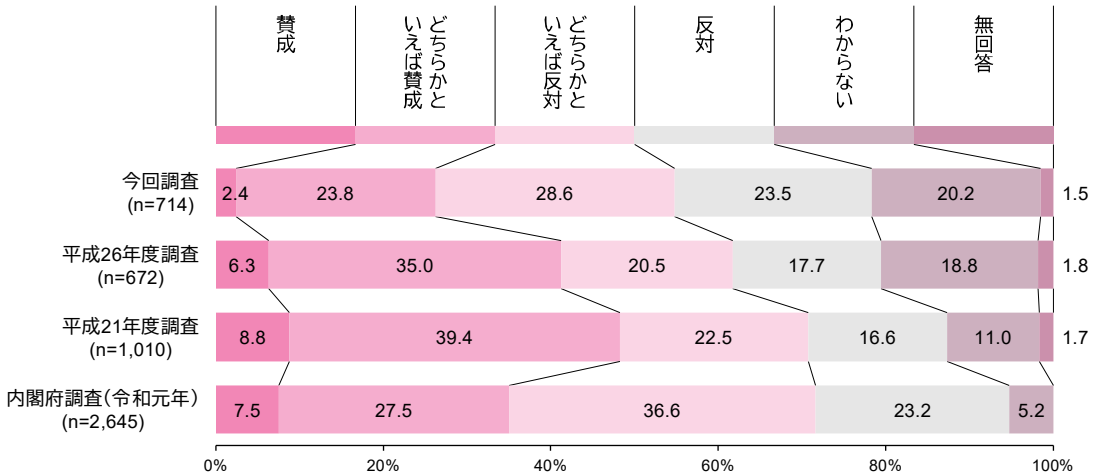

資料:「令和元年度長岡京市男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」
※以下、資料名を記載していない図表は「令和元年度市民・事業所意識調査」のものです。

図表 3-1-2　社会における男女の平等感

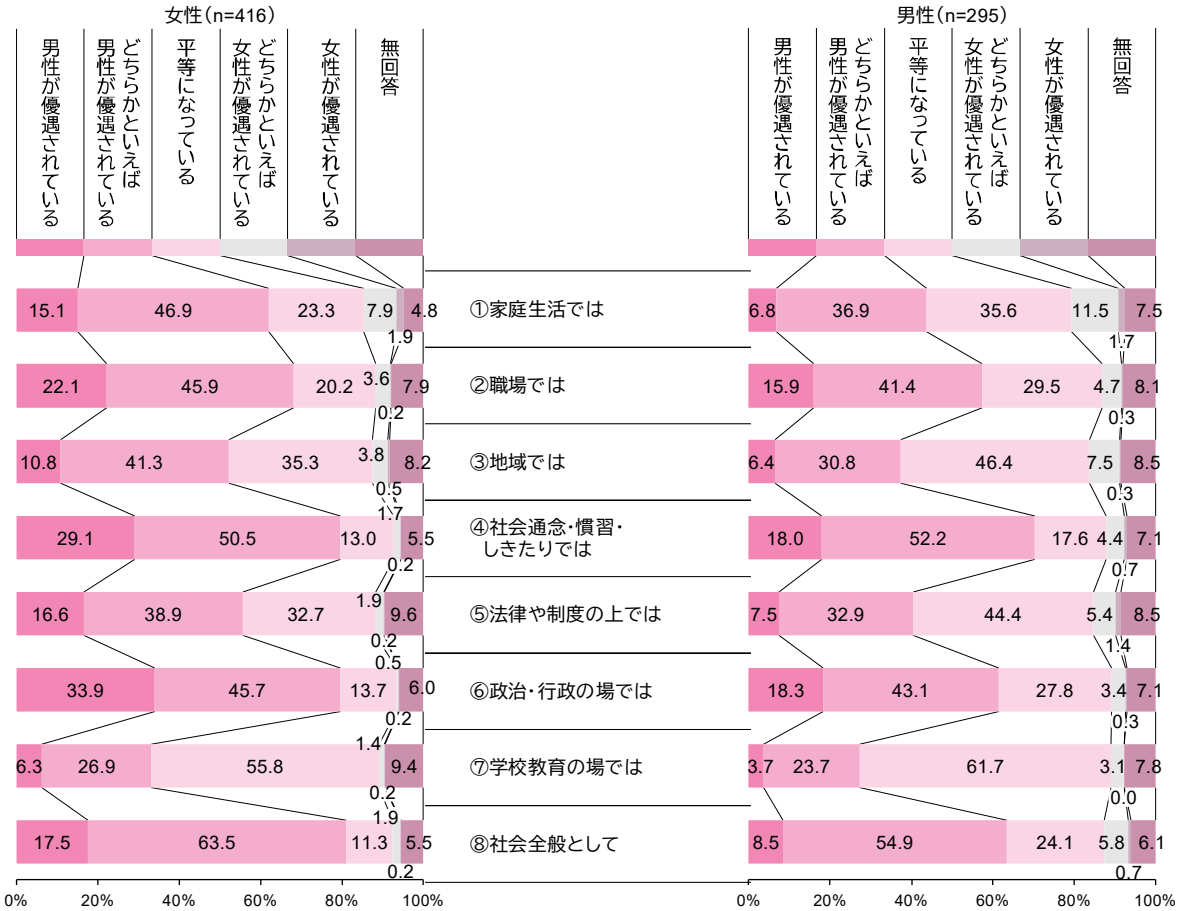

図表 3-1-3　5 年間の男女共同参画の変化

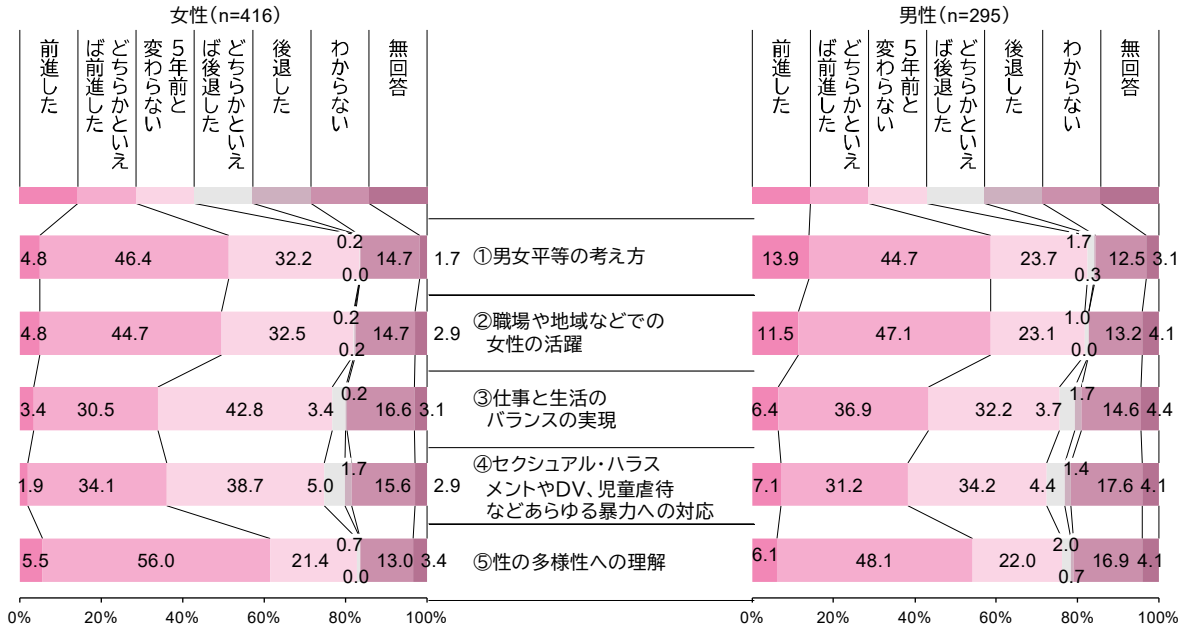

図表 3-1-4　LGBT（性的少数者）の言葉の認知

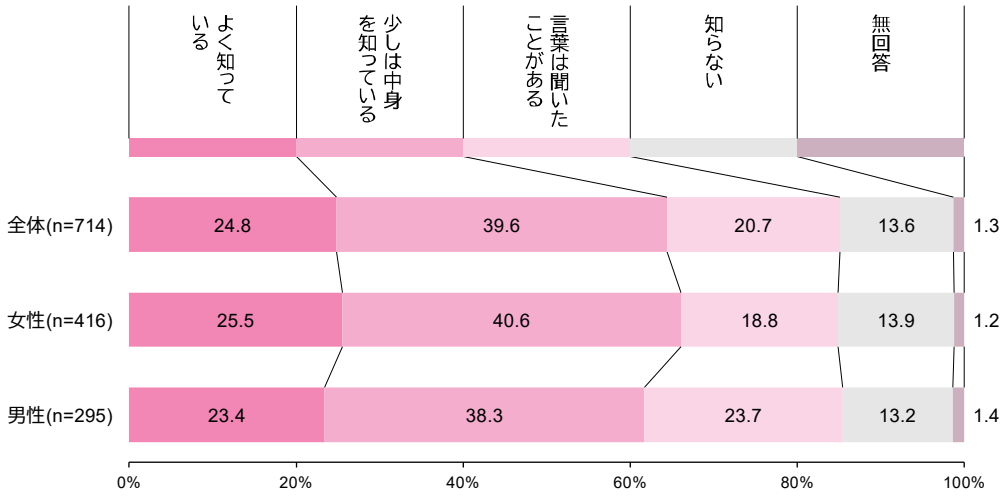

図表 3-1-5　性的少数者の人権を守るために必要なこと

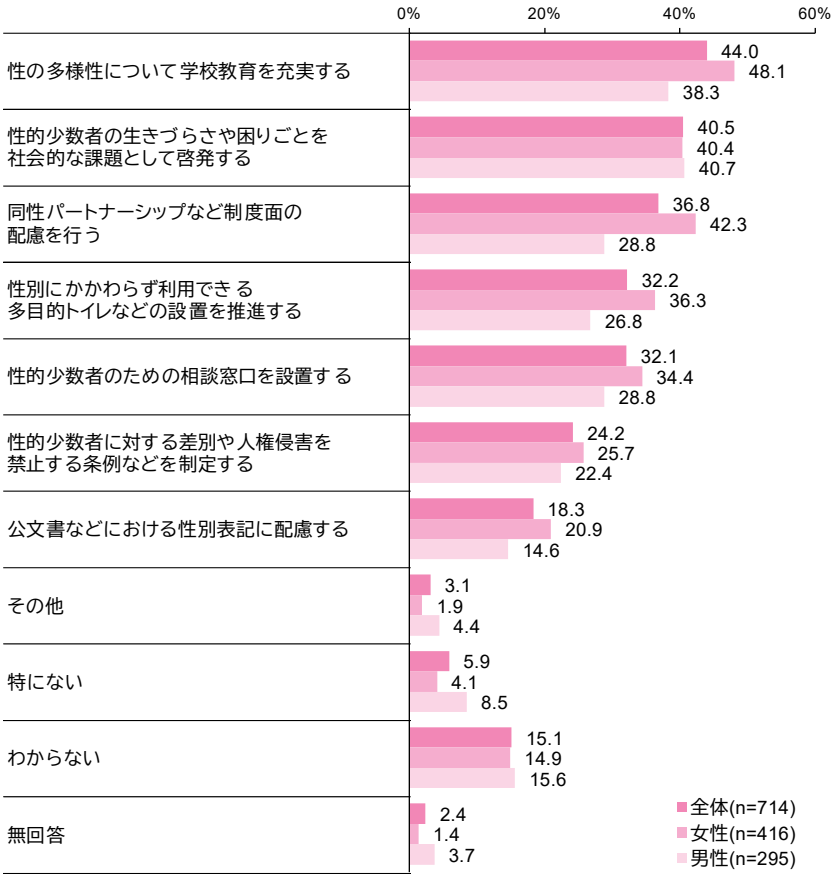

取組方針１　男女平等・男女共同参画意識の浸透

一人ひとりの生き方が尊重され、あらゆる人が能力を発揮するためには、家庭や学校、地域、職場など社会のすみずみまで、男女平等・男女共同参画意識を広めていくことが必要です。

男女共同参画に関する認識（ジェンダー平等・**ジェンダー主流化**の視点）が、社会の中で共通の課題として認識され、地域の中で共に取り組みを進めていくことができるよう、様々な機会をとらえた意識啓発を行います。

更に、「ジェンダー平等の実現」が国際的に共通の目標であることや情報化社会における課題についても念頭におき、広報紙やホームページ、ＳＮＳ等の様々な媒体を活用するとともに、各種講座の開催等を通して、あらゆる世代に向けた効果的な啓発活動を実施します。

また、男女共同参画センターに設置する女性の相談室、男性の電話相談等を通じ、生きづらさなど様々な悩みを抱える人への相談に応じるとともに、複雑化する相談事案については関係機関と連携し、その人らしい生き方につながることができるよう、相談体制の充実を図ります。

■ 施策の方向１　男女平等・男女共同参画の意識の浸透

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
1	○地域団体等を通じて、地域における固定的性別役割分担意識を男女共同参画の視点で見直す意識啓発を進めます。	1	地域コミュニティ協議会、自治会、民生児童委員、総合型地域スポーツクラブ等を通じた意識啓発	男女共同参画センター（自治振興室、社会福祉課、文化・スポーツ振興課）
2	○市民への男女平等・男女共同参画意識の浸透を図るため講座や講演会を開催します。 ○市民の意識変革に向けた「人権・男女共同参画フォーラム」を開催します。	2	男女共同参画週間事業及び「人権・男女共同参画フォーラム」の開催	男女共同参画センター（共生社会推進課）
3	○市広報紙、ホームページや SNS 等の様々な媒体を活用し、市民、事業所への男女平等・男女共同参画の意識啓発を進めます。	3	男女共同参画関連情報の発信及び意識啓発	男女共同参画センター
		4	「くらしの中の人権」を通じた意識啓発	共生社会推進課
4	○男女共同参画の拠点施設として、情報コーナーや啓発のイベント、関連図書等を活用し、男女共同参画意識の浸透を図ります。	5	男女共同参画センターの充実	男女共同参画センター
5	○男女共同参画啓発作品やアイデアの募集等を通じて、男女共同参画意識の浸透を図ります。	6	男女共同参画啓発作品の募集と活用	男女共同参画センター
6	○様々な男女共同参画施策を推進していくために、業務を遂行するすべての職員が、男女平等・男女共同参画の視点を持つための意識啓発を推進します。	7	市職員等研修の充実	職員課
		8	男女共同参画推進本部研修の実施	男女共同参画センター

◆ジェンダー主流化
　あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、すべての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むことをいう。
◆SNS
　ソーシャルネットワーキングサービスの略称で、インターネット上で交流できるサービスの総称。

■ 施策の方向２ 国際的視野に立った男女共同参画施策の情報収集・提供の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
7	○市民が男女共同参画をめぐる国際社会の動きについて、理解を深めるため、国際的動向の情報収集及び提供を行います。	9	国際的動向の情報収集及び提供	男女共同参画センター
8	○男女共同参画の視点に立った多文化共生に関する意識啓発を促進します。 ○男女共同参画の視点に立った国際理解推進事業を実施します。	10	中学校米国短期交換留学の実施	学校教育課
		11	多文化共生に関する講座の開催	中央公民館

■ 施策の方向３ 相談の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
9	○相談員が様々な悩み相談に応じ、関係機関と連携し問題解決に向けた支援を行います。 ○相談員の人権意識の向上を図り、人権意識及び男女平等の視点に立った人権相談など、相談事業全般を充実します。	12	「女性の相談室」「男性電話相談」の充実	男女共同参画センター
		13	人権相談	共生社会推進課
10	○条例に基づく相談及び苦情の申し出に係る処理制度を遂行します。	14	条例に基づく相談及び苦情の申し出処理制度の運用	男女共同参画センター

■ 施策の方向４ 情報化社会における人権尊重・男女平等の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
11	○男女共同参画の視点に立った適切な表現の推進に向けて、市民や事業所、地域団体等への意識の浸透を図ります。 ○行政機関の制作する広報物等のあらゆる情報発信の中で、男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。	15	「男女共同参画表現ガイドライン」による意識啓発	男女共同参画センター
		16	「公用文作成の手引」による意識啓発	総務課
		17	行政刊行物や市広報紙、ホームページ、SNS 等の情報発信における男女共同参画の視点の点検	男女共同参画センター
				総務課
				広報発信課
12	○メディアの特性を理解し、あらゆる世代において情報を読み解く力をつけ、情報化の進展に対して主体的に対応できるよう、**メディア・リテラシー**向上に向けた情報提供を行います。	18	メディア・リテラシー等の啓発の実施	男女共同参画センター

◆メディア・リテラシー

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の 3 つを構成要素とする複合的な能力のこと。メディアの伝えている内容は、社会的に構成され、一定の視点で切り取って再構成したものであることを見極める能力を持つ必要がある。更に、自分たちの表現方法としてメディアを使った発信能力を持つことも重要である。

取組方針２　性の多様性を認め合う意識の醸成

近年、性の多様性への理解は広がりつつあり、「市民・事業所意識調査」においてもＬＧＢＴの言葉の認知度は高くなっていますが、ＬＧＢＴなど性的指向・性自認に関する少数者は差別や偏見にさらされたり、社会生活を送る上での不利益を受けたりすることがあり、そのことが生きづらさにつながってしまう場合があります。

多様な性のあり方についての理解を深めるため、差別や偏見につながらないよう十分配慮をしながら、講座の開催や啓発等を通して様々な世代に学習機会の提供を行います。

また、学校現場においても、多様な性を認める意識を育むための教育と相談体制の充実を図ります。

更に、性の多様性への理解を社会全体で広げていくことができるよう、性別表記の見直しや「**パートナーシップ制度**」の導入、企業、事業者への理解促進策の検討を進めます。

一人ひとりの人権が尊重される社会の意識づくりを進めます。

■ 施策の方向５　性の多様性への理解促進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
13	○多様な性のあり方を尊重できるよう、正しい理解を促進します。	19	多様な性への理解を深めるための啓発や学習機会の提供	男女共同参画センター
				共生社会推進課
				職員課
		20	学校での多様な性への理解と教育・相談体制の充実	学校教育課
		21	「パートナーシップ制度」の導入	共生社会推進課
		22	企業・事業者への理解促進策の検討	共生社会推進課

◆パートナーシップ制度

パートナーシップ制度とは地方自治体が、同性カップルに対して、二人のパートナーシップが婚姻と同等であると承認し、地方自治体独自の証明書を発行する制度。

基本目標Ⅱ　男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

私たちの意識は、成長する段階で周囲から受け取る様々な情報や自身の経験などを基に形づくられるものですが、その中の一つに性別に基づく無意識の思い込みや偏見があります。

働く女性の増加といった社会状況の変化も影響して、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識は払拭されつつありますが、他方、女子には「家事能力」を、男子には「リーダーシップ」を身につけてほしいと思う傾向があるなど、無意識のうちに、子どもの性別によって期待することが異なる傾向があります。（図表 3-2-1）

子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を発揮して、男女が対等に活躍できるように、家庭、学校、地域で行われる教育や学習が、男女共同参画を深める内容となるよう、家庭や地域への啓発とともに、男女平等保育・教育を推進します。

また、あらゆる世代に対しても、性別に基づく固定的な考え方が、人の可能性を狭めてしまうこと、社会の中で性別にとらわれない意識をつくることは、すべての人にとって生きやすい社会づくりにつながっていくといった認識を広げ、生涯学び続けることのできる学習環境づくりを進めます。

図表 3-2-1　子どもに身につけてほしい能力

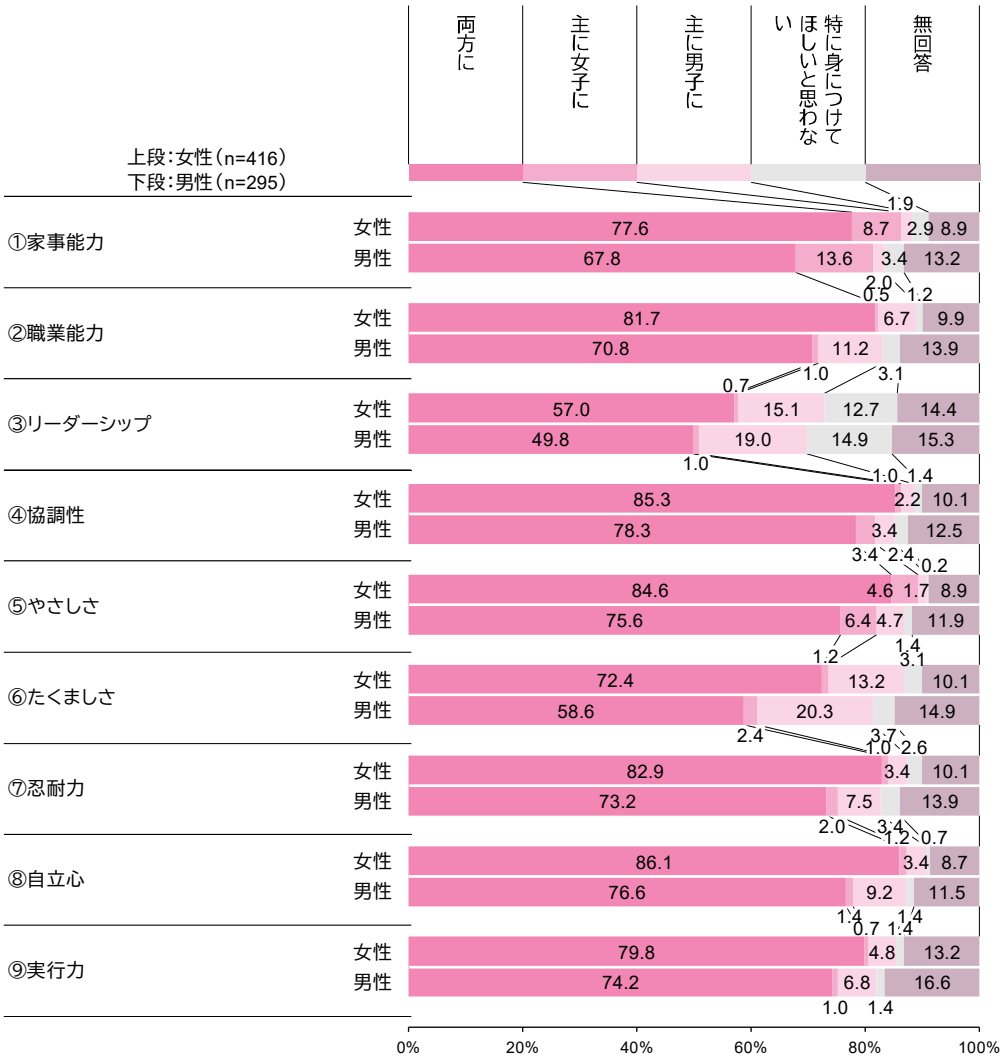

図表 3-2-2　家庭教育の中で男女平等の考え方を育むため必要だと思うこと

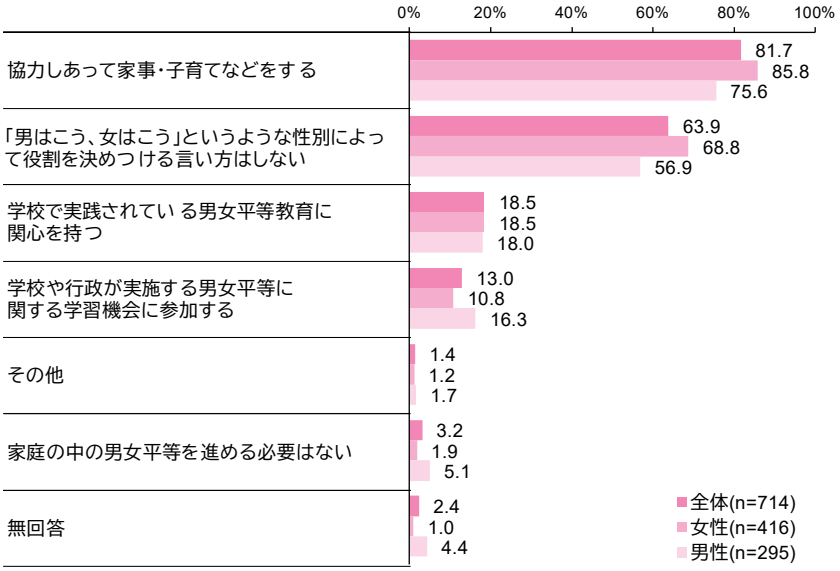

図表 3-2-3　男女平等を進めるために、小学校・中学校で重要だと思う取り組み

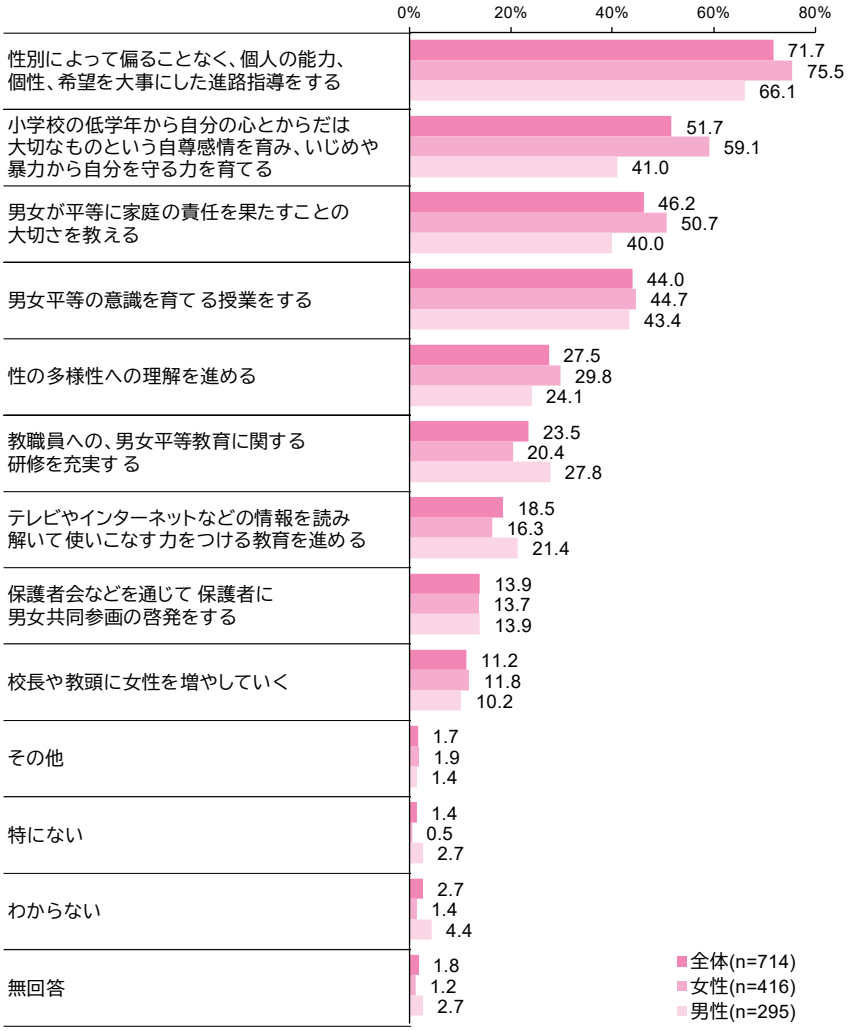

取組方針３　子どもにとっての男女共同参画の理解促進

子どもは、成長する過程で、家庭、集団、地域、メディアなどから影響を受け、「男らしさ、女らしさ」の意識や性差に関する固定観念を身につけます。

子どもたちが一日の多くの時間を過ごす教育現場においては、教科指導はもとより行事や生徒指導、進路指導などあらゆる場面で、必要以上に男女を区別したり、「男らしさ、女らしさ」を無意識のうちに押しつけていないかを点検し、男女平等の視点に立った、性別にとらわれない能力の育成と指導を行います。

また、家庭での男女の役割のあり方や保護者の意識も子どもたちの「男らしさ、女らしさ」の意識の形成に影響します。「市民・事業所意識調査」では、女子と男子に対して期待することの違いがみられ、そのような意識が子どもに影響を与えます。

子どもたちが性別にとらわれることなく、それぞれの個性を発揮して、お互いを尊重し、男女が対等に活躍できるように、家庭、学校、地域で行われる教育や学習を通し、男女共同参画意識の醸成を進めます。

■ 施策の方向６　学校、保育所、幼稚園など教育・保育の場での男女平等教育・学習の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
14	○教職員・保育士が、固定的性別役割にとらわれない男女平等保育・教育の実践につながる研修を実施します。	23	保育所職員研修の実施	子育て支援課
		24	教職員研修の実施	教育支援センター
15	○人間としての生き方に関わる指導を基盤にして、児童・生徒の個々の目的意識を高め、性別にとらわれず、望ましい勤労観や職業観を身につけ、自らの進路を主体的に切り開く能力を育成します。	25	キャリア教育の充実	学校教育課
		26	適応指導教室での教育	教育支援センター

■ 施策の方向７　家庭・地域での子どもの将来を見通した自己形成の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
16	○市民活動や地域活動などを通して、子どもたちが、自分の心と体を大切にし、様々な暴力に気づき、誰かに相談するなど自分を守る力を育むための学習機会を提供します。	27	若年層及び各種団体への啓発事業の推進	男女共同参画センター
17	○地域や家庭での居場所づくりを通じて、乳幼児の保護者等を対象とした、性別にとらわれない子育てについての学習機会を提供します。 ○体験交流活動を通じて、乳幼児や児童・生徒等を対象に男女平等・男女共同参画意識を醸成します。	28	地域子育て支援センターでの交流活動の促進	子育て支援課
		29	地域子ども体験交流活動の実施	生涯学習課
		30	幼児家庭教育学級及び家庭教育学級の開催	中央公民館
		31	児童館子どもの居場所づくりの実施	北開田児童館

◆キャリア教育
主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来直面するであろう様々な課題に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるようにするための教育のこと。

取組方針４　生涯学習の場での男女共同参画の推進

生きがいや充実した生活を送るために、生涯学習を通した学びの重要性が高まっています。

生涯学び続けることのできる環境を提供するため、男女共同参画センターをはじめ、中央公民館や図書館などで、生涯学習に関する情報提供や男女平等・男女共同参画に関する講座を行い、男女共同参画を学ぶ機会の充実を図ります。

■ 施策の方向８　多様な選択を可能にする学習機会の提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
18	○様々な機会やホームページ、SNS 等を活用し、性別や年代にかかわらず、すべての市民が楽しく、いきいきと学び続けられるよう、生涯学習に関する情報と学習機会を提供します。	32	多様な教室･講座等の情報提供	北開田会館
				文化･スポーツ振興課
				生涯学習課
				中央公民館
19	○男女共同参画を推進する講座の充実を図り、市民活動の支援や、一人ひとりの啓発につながるような学習機会を提供します。 ○男性の男女共同参画への理解促進のための講座や講演会などを開催します。	33	男女共同参画を推進する講座の開催や出前ミーティングと関連図書の利用促進	男女共同参画センター
		34	男女共同参画を推進する講座の開催	中央公民館
		35	男女共同参画関連図書の利用促進	図書館

基本目標Ⅲ　あらゆる分野における女性活躍の推進

■ 女性活躍推進計画

社会の様々な分野で女性が活躍する場面が増えていますが、日本は、他の先進諸国に比べると、男女共同参画に関する国際的な指標である**ジェンダー・ギャップ指数**は著しく低く、女性の能力活用が大きな課題となっています。特に政治分野や行政機関、民間企業における意思決定の立場にある女性の割合が低くなっています。（図表 3-3-1, 2, 3, 4, 5）

国では、2015（平成 27）年以降、毎年「女性活躍加速のための重点方針」を決定し、女性の活躍を加速するための取り組みを進めています。また、職業分野や政治分野での**積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）**を促すことを目的とした「女性活躍推進法」「候補者男女均等法」など、個別分野での取り組みを規定する法律も制定されました。

近年、民間企業において、**ダイバーシティ**が企業成長のカギであるという考え方が広まり、女性や高齢者、障がいのある人、外国人など多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む企業が増えています。

就労の場における法律面の整備がなされ、働く女性は増加していますが、出産による離職や家庭生活との両立の難しさから女性自身が管理職など役職に就くことをためらう傾向もあります。そうした背景には、女性の方が家庭における家事や育児、介護などの負担が大きいという現実があることも影響しており、女性が活躍することの妨げとなっていることが考えられます。（図表3-3-8）

「市民・事業所意識調査」では、地域活動への参加割合は、女性の方が男性に比べて高いという結果となりました。自治会やボランティア、福祉活動など地域活動は、その地域の課題解決につながります。近年、重要性が高まっている防災分野においても男女共同参画の視点を持って地域ぐるみで活動を推進していくことが求められています。

地域での男女共同参画意識の推進に向け、自主的な活動を行う市民団体への活動支援や女性リーダー育成の取り組みが重要です。

また、市民活動や各種講座の参加についても、女性に比べると男性の参加割合は相対的に低く、男性の長時間労働などを前提とした働き方や仕事中心の生活が、男性の様々な活動への参加の機会を妨げていると考えられます。

持続的に活力のある社会を築くためには、性別にとらわれずに誰もが自分の能力を発揮できる社会環境をつくり、共に責任を分かち合うことが必要です。

仕事と家事や育児、介護などの家庭生活や、地域活動、趣味等の活動の選択を迫られることなく、あらゆる分野に男女が共に参画していくことができるよう、ワーク・ライフ・バランスを実現していくための社会の意識づくりが重要です。人生のあらゆるステージで、男女が共に活躍できる社会を目指した取り組みを進めます。

◆ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表している各国の社会進出における男女格差を示す指標。経済活動や政治への参画度、教育水準、出生率や健康寿命などから算出される。日本は国会議員・官僚・企業管理職などで格差が大きく、2019 年の総合順位は 153 か国中 121 位。

◆積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性公務員の採用・登用の促進等が実施されている。男女共同参画社会基本法では、積極的格差是正措置は国や地方公共団体の責務とされている。女子差別撤廃条約では、この措置を差別と解してはならないと規定している。

図表 3-3-1 ジェンダー・ギャップ指数の推移

	調査国数	総合		経済		教育		健康		政治	
		順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア	順位	スコア
2019 年	153	121	0.652	115	0.598	91	0.983	40	0.979	144	0.049
2018 年	149	110	0.662	117	0.595	65	0.994	41	0.979	125	0.081
2017 年	144	114	0.657	114	0.580	74	0.991	1	0.980	123	0.078
2016 年	144	111	0.660	118	0.569	76	0.990	40	0.979	103	0.103
2015 年	145	101	0.670	106	0.611	84	0.988	42	0.979	104	0.103
2014 年	142	104	0.658	102	0.618	93	0.978	37	0.979	129	0.058
2013 年	136	105	0.650	104	0.584	91	0.976	34	0.979	118	0.060
2012 年	135	101	0.653	102	0.576	81	0.987	34	0.979	110	0.070
2011 年	135	98	0.651	100	0.567	80	0.986	1	0.980	101	0.072
2010 年	134	94	0.652	101	0.572	82	0.986	1	0.980	101	0.072

資料：世界経済フォーラム（World Economic Forum）「The Global Gender Gap Report」

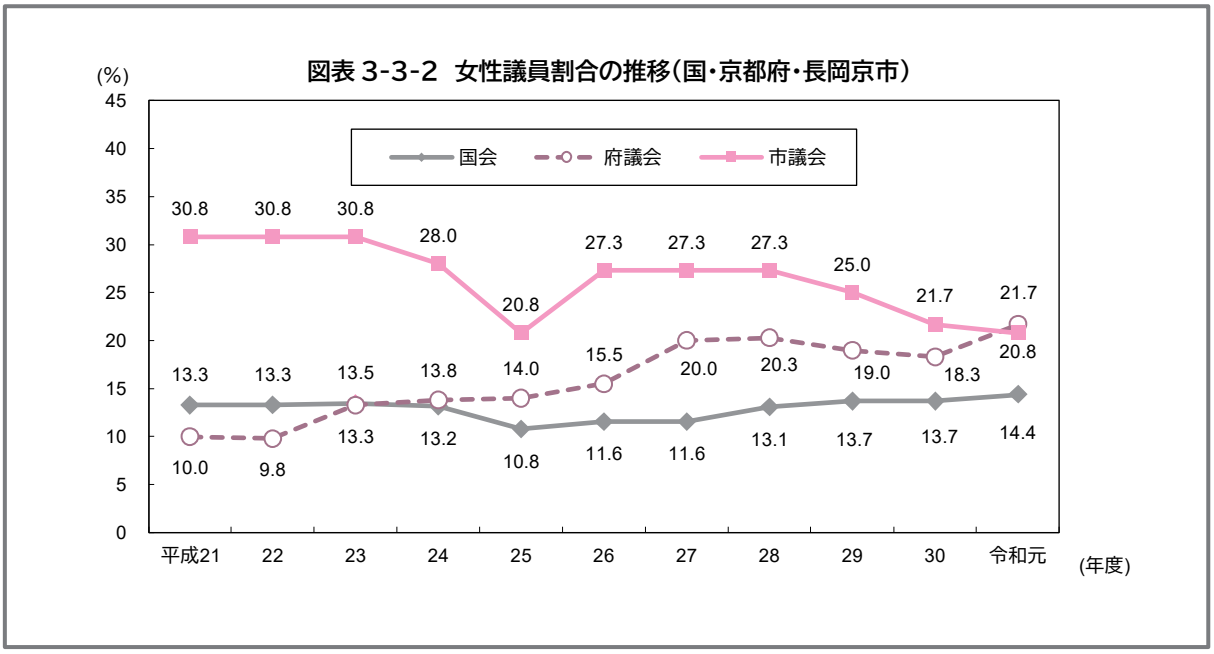

資料：国会は、衆議院・参議院各事務局
府議会は、内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況」
長岡京市議会は、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員」

◆ダイバーシティ
「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などにかかわりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。

図表 3-3-3　審議会等委員の女性委員割合の推移（全国・京都府内市町村・長岡京市）

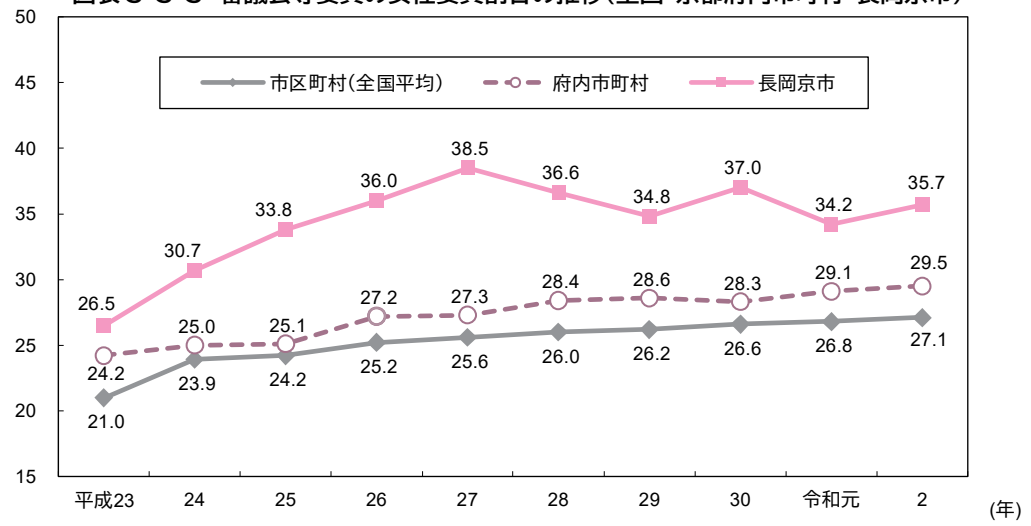

（注）調査時点は原則として各年４月１日現在
資料：長岡京市は「長岡京市男女共同参画計画　第６次計画進行管理報告書」
全国平均と府内市町村は内閣府男女共同参画局「地方公共団体における
男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

図表 3-3-4　府・市町村職員における女性管理職割合の推移（京都府・長岡京市）

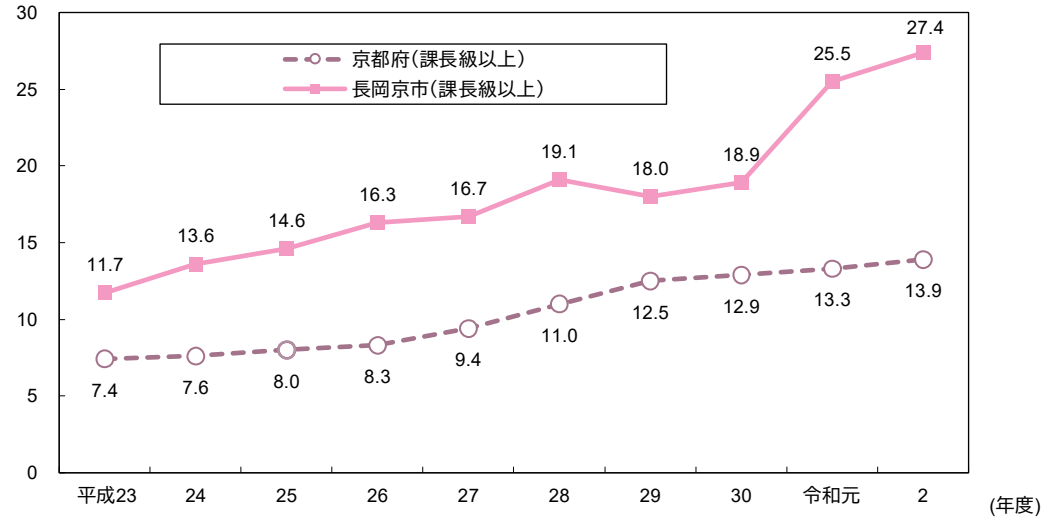

資料：内閣府男女共同参画局「地方公共団体における男女共同参画社会の形成
又は女性に関する施策の推進状況」

図表 3-3-5 保育所・幼稚園・小中学校の校長・教頭等の女性割合（長岡京市）

	所長（保育所）			幼保連携型認定こども園長			小規模保育施設長			園長(幼稚園)		
年度	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合
令和元	11	8	72.7%	3	1	33.3%	10	10	100.0%	5	3	60.0%
平成 30	11	7	63.6%	2	2	100.0%	7	7	100.0%	5	3	60.0%
29	10	9	90.0%	1	1	100.0%	5	5	100.0%	5	3	60.0%
28	10	9	90.0%	1	1	100.0%	3	3	100.0%	5	3	60.0%
27	11	10	90.9%	-	-	-	3	3	100.0%	5	3	60.0%
26	10	9	90.0%	-	-	-	-	-	-	5	3	60.0%

	小学校・校長			小学校・教頭			中学校・校長			中学校・副校長			中学校・教頭		
年度	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合	計	女性	女性割合
令和元	10	4	40.0%	10	3	30.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	1	20.0%
平成 30	10	4	40.0%	10	5	50.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%
29	10	3	30.0%	10	5	50.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	0	0.0%
28	10	2	20.0%	10	5	50.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	1	20.0%
27	10	2	20.0%	10	4	40.0%	4	0	0.0%	1	0	0.0%	5	1	20.0%
26	10	2	20.0%	10	4	40.0%	4	0	0.0%	-	-	0.0%	4	2	50.0%

資料：幼稚園、小学校、中学校は文部科学省「学校基本調査」、保育所は子育て支援課

図表 3-3-6 女性年齢層別労働力率の推移（長岡京市）

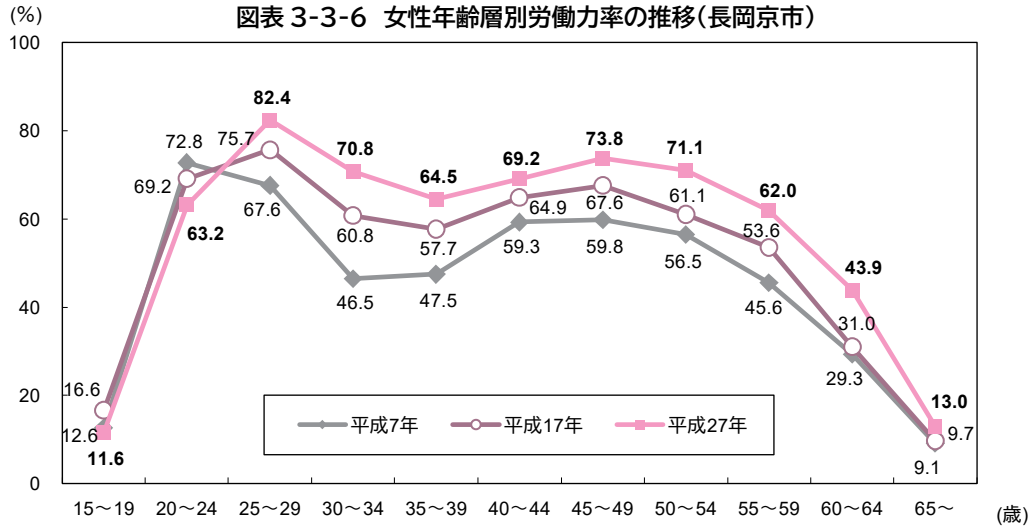

資料：総務省「国勢調査」

図表 3-3-7 女性従業者の活躍についての考え方

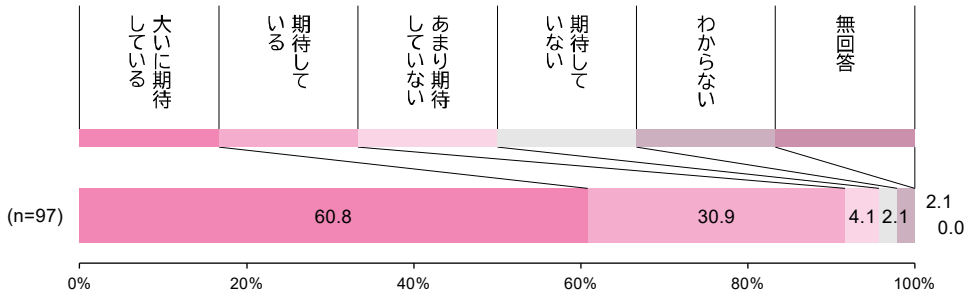

図表 3-3-8　女性活躍推進にあたっての課題

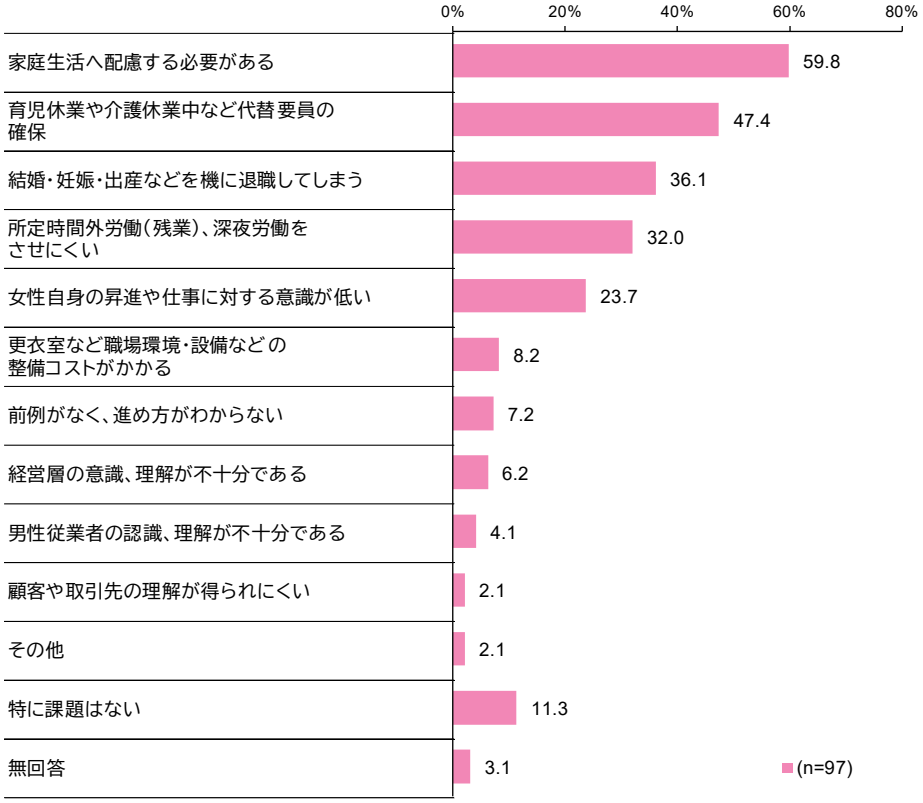

図表 3-3-9　企業認定・認証制度の認知・取得状況

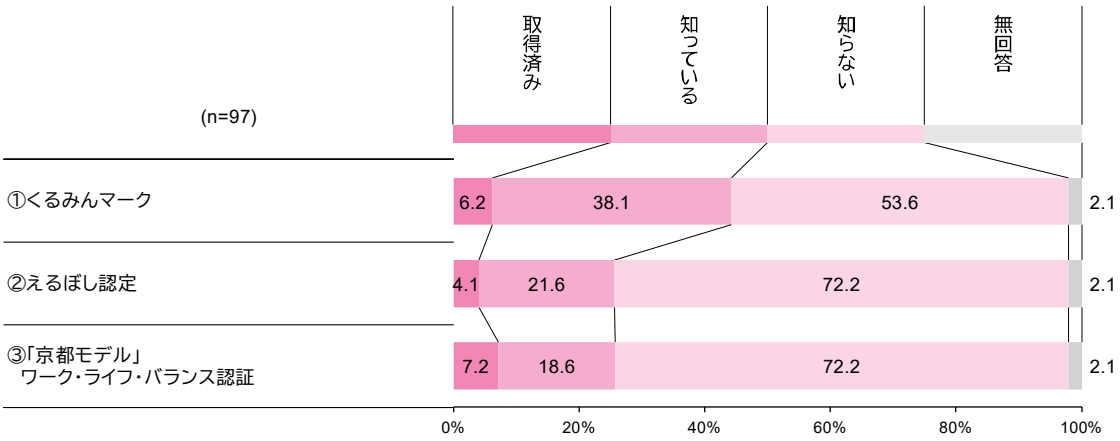

図表 3-3-10　一般事業主行動計画の策定状況

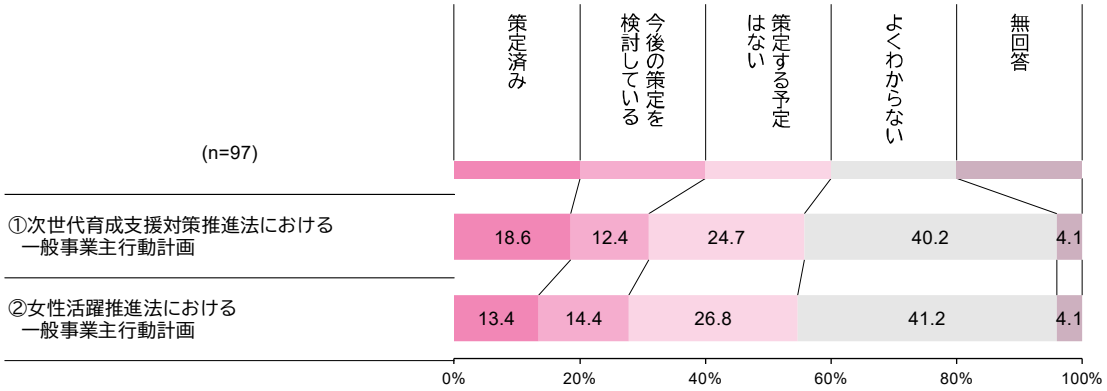

図表 3-3-11 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実

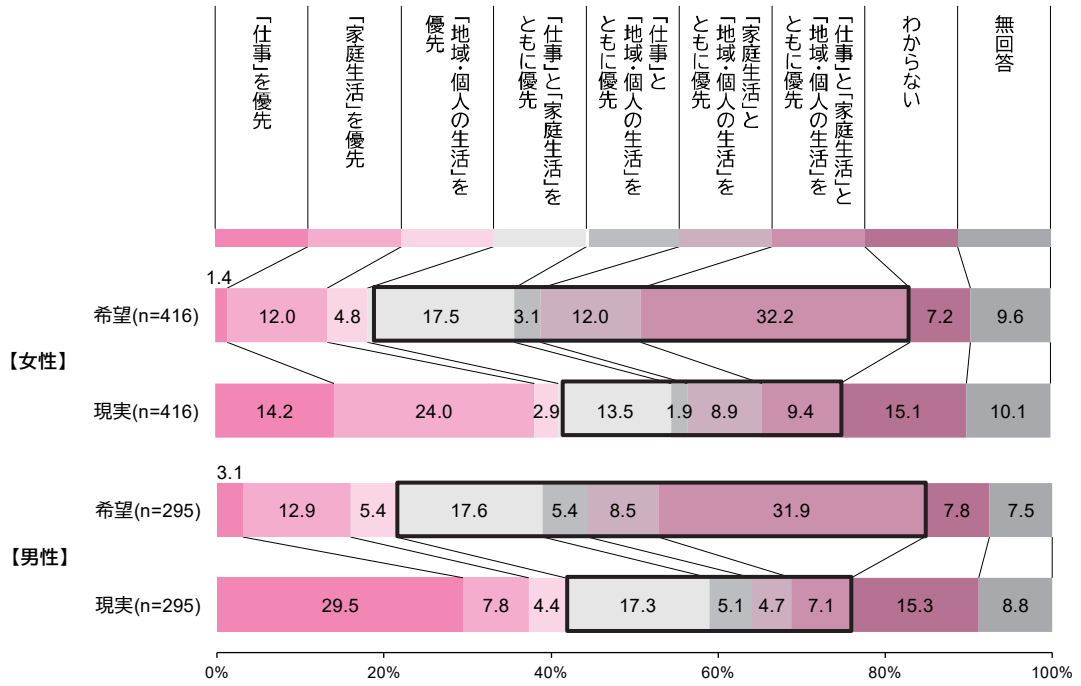

図表 3-3-12 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと

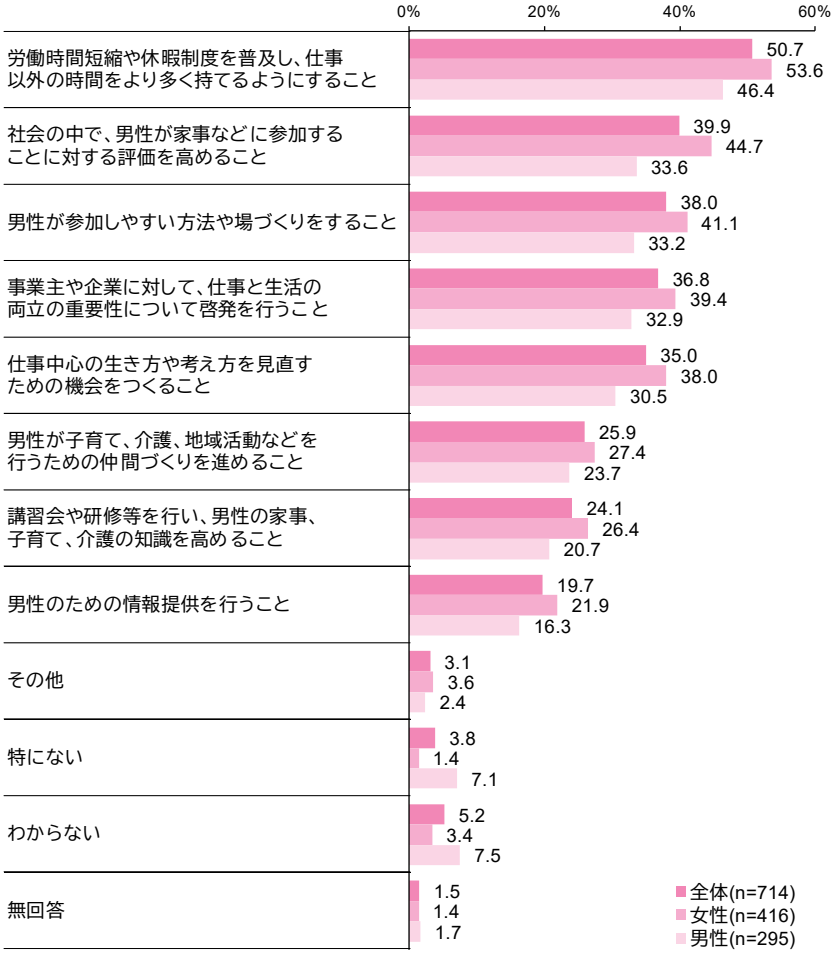

取組方針５　政策･方針決定の場への女性の参画拡大

男女が共に、意思決定過程に参画することにより共に責任を担えるよう、政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション）として目標値を定め、取り組みを進めます。

本市の審議会等の女性委員割合の推移をみると、30%以上は維持しているものの、2015（平成27）年度を境に伸び悩んでいます。目標値の設定に加え、女性の参画が進まない要因を分析し、女性が参画、活躍しやすい環境整備と対応策を検討します。

また、本市の女性管理職（課長級以上）は、2020（令和2）年4月時点で27.4%、監督職（課長補佐級、係長級）のみでは50%以上を女性職員が占めており、女性の登用が進んでいます。今後も引き続き、女性職員の活躍を推進するための環境を整備するとともに、女性職員のキャリアアップのための人材育成を推進します。

地域の各種団体については、依然として主要な役職には男性割合が高い状況が続いています。リーダーとしての女性の人材育成と活躍できる環境整備、人材の発掘に取り組みます。

女性の声を十分に反映し、男女が対等に活躍できる社会をつくるために、女性のエンパワーメントを支援するとともに、男女共同参画意識への取り組みを進め、政策・方針決定過程や意思決定の場への女性の参画拡大につなげます。

■ 施策の方向９　市における女性の登用の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
20	○市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、審議会等への女性委員の登用を進めます。 ○女性委員のいない審議会等の解消を図ります。	36	各種審議会等への女性委員の登用推進	男女共同参画センター（審議会等所管各課）

■ 施策の方向10　女性リーダーの育成

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
21	○事業所や地域活動、市民活動のリーダー役割を担う人材を養成するための研修会の実施及び情報提供をします。 ○市民活動を通じて新たな女性リーダーの発掘や支援につなげます。 ○女性のチャレンジ支援のための多方面にわたる情報収集と提供をします。	37	女性リーダーの発掘及び支援のための情報提供と講座を通じたエンパワーメント支援	男女共同参画センター
22	○女性職員の政策立案や実務等の研修への参加を通じて、人材を育成し、職務実践機会の拡大を推進します。 ○女性職員の管理職･監督職への積極的登用を行います。	38	女性職員の研修参加促進やキャリアアップ研修による育成	職員課

取組方針 6　働く場における女性の活躍推進

働くことには、生活の経済基盤の安定とともに、自己実現や生きがいにつながるといった側面があります。育児休業を利用し、出産後も継続就業する女性は増え、**M字カーブ**は緩やかになっています。しかし、一方で、男女の所定内給与額の格差は、長期的にみると縮小傾向にあるものの、女性は男性の 75%程度にとどまり、民間企業における女性の管理職割合は低い状況が続いています。

女性が職業を持つことが一般化する中で、就労の場における男女の不平等が是正され、公正な処遇が図られることが慣行となるよう、市内事業所に、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」、「働き方改革関連法」等の情報の周知を行います。また、起業や再就職等、多様な働き方への支援についても、商工会等と連携の上、行います。

「市民・事業所意識調査」では、事業所における女性の活躍に「期待している」と回答した事業所は 9 割を超えており、男女が共に能力を発揮し、職場で活躍していくことが求められています。

関係部局と連携し、生きがいを持って働き続けられる職場環境づくり、女性も男性も双方が活躍できる職場づくりを目指し、業種や職種を超えた意見交換や学習の機会をつくり、市内事業所間におけるネットワークを構築します。

■ 施策の方向 11　男女平等の雇用機会と待遇の確保

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
23	○様々な機会を活用して、男女の均等な雇用機会と待遇が確保されるよう「男女雇用機会均等法」をはじめとする関係法令や制度を周知します。	39	男女雇用機会均等法や女性活躍推進法等並びに制度に関する情報提供	男女共同参画センター
		40	労働関係法令の周知及び情報提供	社会福祉課

◆M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があることによる。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

■ 施策の方向 12　女性の起業と就労支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
24	○農業に従事する女性が主体的にやりがいを持って働けるよう、知識・技術の習得機会を提供するほか、能力が発揮できるように努めます。	41	農業に従事する女性の研修や交流機会の提供及び能力発揮への支援	農林振興課
25	○商工会等と連携し、女性の活躍機会の拡大を図ります。	42	商工会女性部活動への支援	商工観光課
26	○女性がキャリアアップや転職するための学習機会や求人等の情報提供を行います。 ○京都府のマザーズジョブカフェなどの情報提供を行います。	43	女性のキャリアアップや再就職のための情報提供	男女共同参画センター
27	○女性活躍推進のための相談窓口を通じて就労、起業等に関する情報提供を行います。 ○京都府の支援等の制度活用を促進します。 ○商工会等を通して、起業に関する情報提供を行います。	44	就労、起業・創業への相談及び情報提供	男女共同参画センター
		45	女性の就労と起業・創業等に関する相談及び情報提供	商工観光課

■ 施策の方向 13　事業所における女性活躍推進への働きかけ

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
28	○「女性活躍推進法」に基づく「事業主行動計画」の策定の周知啓発に努めます。 ○事業所や地域活動団体等に対して、様々な機会を通じて、男女共同参画の重要性を啓発し、女性の役職者の増加に努めます。	46	商工会、地域活動団体等を通じた「女性活躍推進法」の周知啓発	男女共同参画センター 関係各課（各種団体所管課）
				商工観光課
29	○女性活躍推進のための市内事業所におけるネットワークを構築します。 ○研修会等を通じて働く場における女性活躍への意識の向上と啓発を推進します。	47	市内事業所ネットワーク研修会の実施	男女共同参画センター

取組方針７　地域における男女共同参画の推進

「地域」は家庭とともに、最も身近な暮らしの場であり、自治会活動やＰＴＡ、子ども会活動のほか、ボランティアや地域福祉、文化・スポーツ活動など様々な市民の活動、交流機会が存在しています。多様な地域活動が男女共同参画の視点で行われることで、地域に根差した男女共同参画社会の実現につながります。

中でも防災の分野では、近年の災害時において、女性や高齢者、障がいのある人等への配慮の必要性、防災・災害対応における男女共同参画の視点の重要性が指摘されています。年齢、性別、国籍、障がいの有無など、様々な市民が共に地域で暮らしていることを念頭において、女性が防災・災害復興活動や避難所運営の主体的な担い手として参画できるよう男女共同参画の視点で取り組みます。

また、男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センターや男女共同参画フロア、市民活動サポートセンターなどを活用し、市民団体の男女共同参画に関する取り組みを支援します。

■ 施策の方向 14　あらゆる世代が男女共同参画で取り組む地域づくりの推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
30	○「長岡京市市民協働のまちづくり指針」「長岡京市市民協働のまちづくり推進プラン」に基づき、地域の自治会及び各種団体に対して男女共同参画の視点に立った運営を働きかけ、活動の活性化を促進します。	48	地域コミュニティ協議会、自治会等を通じた意識啓発や情報提供	自治振興室

■ 施策の方向 15　防災における男女共同参画の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
31	○男女共同参画の視点に立って防災・災害復興に取り組みます。 ○男女共同参画の視点に立った、地域における防災意識の向上を図ります。	49	地域防災計画の推進	防災・安全推進室
		50	地域防災訓練の実施	防災・安全推進室
		51	防災学習会の実施	防災・安全推進室

■ 施策の方向 16　男女共同参画を推進する市民活動の支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
32	○男女共同参画センター及び男女共同参画フロアを男女共同参画の推進拠点としての充実を図ります。 ○男女共同参画フロアが男女共同参画の推進拠点として運営されるよう男女共同参画推進団体の活動を促進します。	52	男女共同参画センター及び男女共同参画フロアの活用促進	男女共同参画センター
		53	男女共同参画フロア活動団体の活動促進	男女共同参画センター
33	○長岡京市の市民活動の拠点である市民活動サポートセンターが男女共同参画の視点で運営されるよう支援し、性別に偏らない市民活動に参加・参画したい市民のサポートを実施します。	54	市民活動サポートセンターでの活動促進	自治振興室

取組方針８　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

「市民・事業所意識調査」では、「仕事」「家庭生活」「地域・個人の活動」をともに優先したいと希望する人の割合に対して、現実にともに優先できている人は少なく、希望と現実には隔たりがあります。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の問題だけではなく、事業所の理解の促進や社会全体での意識の共有が重要であることから、様々な機会をとらえて啓発を行い、社会全体での意識づくりを進めます。

また、子育てや介護の環境整備を進めるなど、多面的に仕事と家庭・地域生活の両立支援を進めます。

特に男性に対して、生活や暮らし方を考えるため、家庭生活などへの参画促進、ワーク・ライフ・バランスの推進についての学習の機会を提供します。

事業所に対しては、長時間労働の是正や男性の育児・介護休業、有給休暇の取得促進など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりと理解の促進に向け、情報提供と啓発を行います。

■ 施策の方向 17　仕事と子育て・介護の両立支援の推進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
34	○男女平等・男女共同参画の視点に立って「長岡京市子ども・子育て支援事業計画」「放課後子ども総合プラン」に基づく子育て支援事業を推進します。	55	保育サービスの充実	子育て支援課
		56	放課後子ども総合プランに基づく放課後対策	生涯学習課
35	○男女平等・男女共同参画の視点に立って、子育てにおける市民の相互援助組織であるファミリーサポートセンターなど様々な子育て支援事業を推進します。	57	ファミリーサポートセンターの充実	子育て支援課
		58	病児・病後児保育サービスの充実	子育て支援課
36	○高齢者を介護する家族に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行います。	59	家族介護者への支援	高齢介護課
		60	介護保険サービスの利用促進	高齢介護課

■ 施策の方向 18　男性の子育て・家庭生活・地域活動への参画促進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
37	○男性が生活面の技術を習得する機会を提供します。 ○男性が育児、家庭生活、地域活動に積極的に参画できるよう啓発及び学習機会を提供します。	61	仕事と家庭生活等の両立支援に関する学習機会の提供	男女共同参画センター 中央公民館 北開田会館
38	○関係課と連携し、事業所に対して男性にとってのワーク・ライフ・バランスの推進や理解を深めるための啓発や情報提供を推進します。	62	男性の育児・介護休業、配偶者の出産に係る休暇・介護休暇取得制度等の情報提供	男女共同参画センター

■ 施策の方向 19　事業所におけるワーク・ライフ・バランスの理解促進

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
39	○次世代育成支援対策推進法に基づく事業主行動計画の策定について情報を提供します。 ○事業所への労働時間短縮等の労働条件の整備や両立支援制度の充実等、職場環境の整備とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発に努めます。 ○育児休業等取得促進に向けた啓発や情報提供を推進します。	63	事業所向けワーク・ライフ・バランスに関する啓発及び情報提供	男女共同参画センター
		64	商工会、地域活動団体等を通じた「次世代育成支援対策推進法」の周知啓発	商工観光課
		65	特定事業主行動計画の推進	職員課
		66	育児及び介護休業、介護休暇等取得の啓発及び情報提供	職員課

基本目標Ⅳ あらゆる暴力の根絶

■ DV 防止基本計画

ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪などで男性が被害者になることもありますが、被害者の圧倒的多数は女性です。これらの女性に対する暴力の背景には、男性が女性を対等な人間として見ていない性差別意識に加えて、性に基づく固定的な意識や経済力の格差、仕事上の上下関係など、男女のおかれた状況が影響する社会構造的な側面があることから、社会的に解決すべき課題といえます。

ＤＶ防止法の制定を境に、ＤＶに対する社会的な認識が広まり、ＤＶ被害者の保護に関しても、暴力の定義拡大、保護命令制度の拡充、自立支援の強化、適用対象の拡大など一定の制度化と取り組みが進みました。しかし、根強い性差別意識や男女の社会的地位の格差が解消されなければ、女性に対する暴力は根絶されません。

ＤＶが起きている家庭では、子どもへの暴力が同時に行われている場合があります。子どもに対する直接的な暴力がなかったとしても、子どもが両親の間の暴力を見ること（面前ＤＶ）は子どもへの心理的虐待にあたります。また、ＤＶ被害を受けている人は、加害者に対する恐怖心などから、判断力や感情が麻痺してしまい、子どもに向かう暴力を制止することができなくなる場合があるなど、ＤＶと児童虐待は密接につながっている側面があります。

また、近年、アダルトビデオ出演強要や**ＪＫビジネス**、ＳＮＳを通じた出会い等により若年者が性被害を受けたり、性暴力に巻き込まれたりすることが問題になっています。

デートＤＶといったカップル間で起こる暴力も、身近な問題として起こっています。

京都府内の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数並びに京都府警におけるＤＶ認知件数は、年々増加しており、女性に対する暴力は決して許されないものであるという意識の浸透を進めるとともに、男女の対等な人間関係を基礎とした暴力のない社会づくりを進める必要があります。（図表 3-4-3）

近年、全国の労働局が受けた「いじめ・嫌がらせ」の相談件数が年々増加するなど、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、**パワー・ハラスメント**といった様々なハラスメントの存在が社会問題となっていることを受けて、事業主に対してハラスメント防止対策を義務づける法改正が行われました。

ハラスメントは、人としての尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与えたりする暴力でありどのような場面であっても起こることがないよう、社会全体の意識づくりに向けた取り組みを進めます。

◆JK ビジネス

主として「JK」（女子高校生）などの児童を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるもの。繁華街を抱える大都市を中心に、「カフェ」や「散歩」など、様々な形が存在する。

◆パワー・ハラスメント

職場のパワー・ハラスメントとは、①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害される、という 3 つの要素を満たすものをいう。業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は、職場におけるパワー・ハラスメントには該当しない。

図表 3-4-1　警察における刑法犯認知件数・相談件数（全国の被害者状況）

		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
強制性交等	認知件数	1,167	989	1,109	1,307	1,405
	うち女性	1,167	989	1,094	1,251	1,355
	女性割合	100.0	100.0	98.6	95.7	96.4
強制わいせつ	認知件数	6,755	6,188	5,809	5,340	4,900
	うち女性	6,596	5,941	5,610	5,152	4,761
	女性割合	97.6	96.0	96.6	96.5	97.2
公然わいせつ	認知件数	1,138	962	825	788	746
	うち女性	1,039	883	750	697	647
	女性割合	91.3	91.8	90.9	88.5	86.7
略取誘拐・人身売買	認知件数	191	228	239	304	293
	うち女性	144	188	203	247	245
	女性割合	75.4	82.5	84.9	81.3	83.6
配偶者からの暴力	相談件数	63,141	69,908	72,455	77,482	82,207
	うち女性	55,584	59,412	60,015	61,518	64,392
	女性割合	88.0	85.0	82.8	79.4	78.3
ストーカー	相談件数	21,968	22,737	23,079	21,556	20,912
	うち女性	19,627	20,180	20,381	18,949	18,403
	女性割合	89.3	88.8	88.3	87.9	88.0
私事性的画像被害※	相談件数	1,143	1,063	1,243	1,347	1,479
	うち女性	1,041	979	1,138	1,257	1,382
	女性割合	91.1	92.1	91.6	93.3	93.4

※プライベートな性的画像を、その撮影対象者の同意なく公表する行為

資料：警察庁統計資料

図表 3-4-2　配偶者による犯罪の種類・性別被害者の割合（全国）

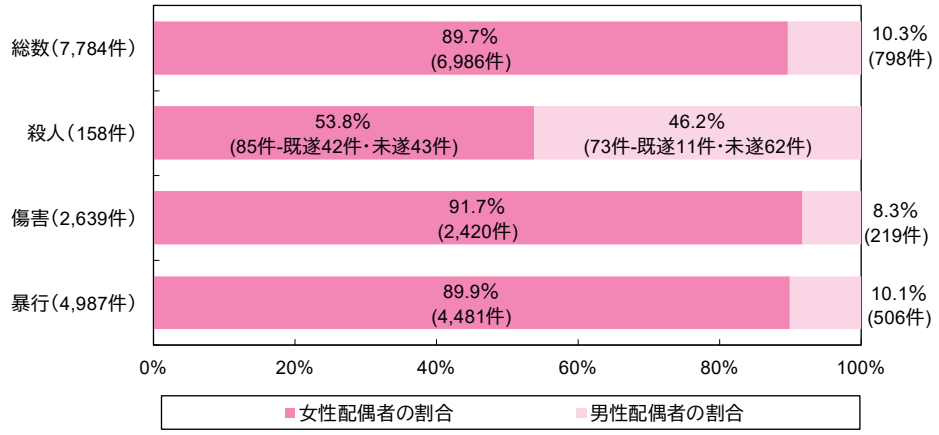

（参考）警察庁資料より作成　資料：内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」2020（令和 2）年度版

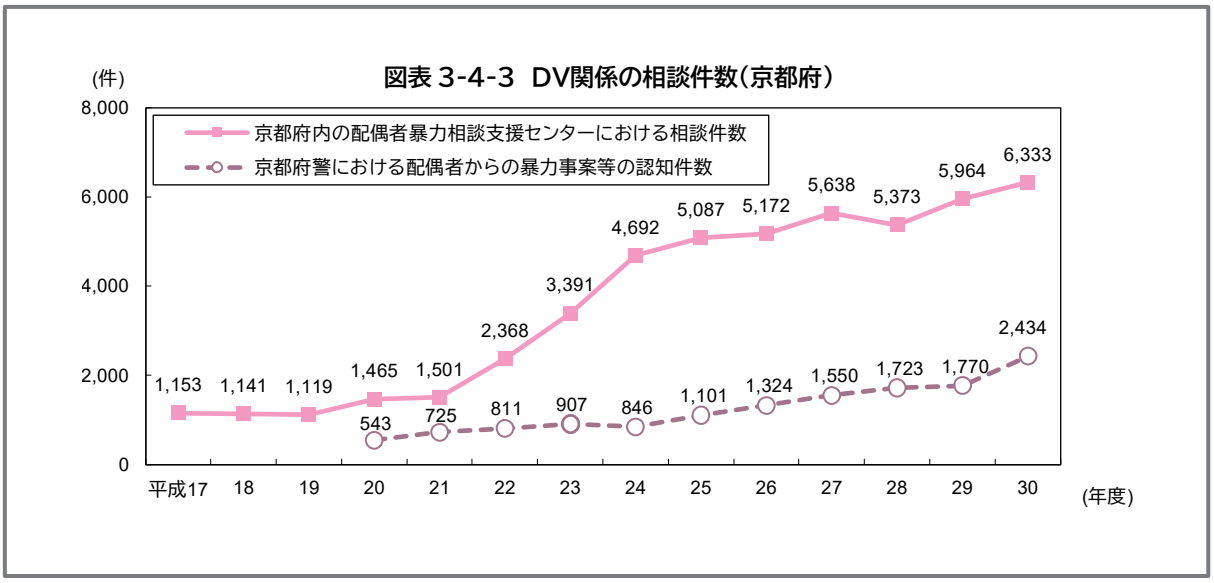

資料:京都府「男女共同参画に関する年次報告」2019(令和元)年度版
京都府「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」

図表 3-4-4 男女共同参画センターで受け付けた相談件数の推移(長岡京市)

女性の相談室

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
一般相談(面接・電話)						68	557	680	395	528
うちDV						12	151	152	130	59
女性のカウンセリングルーム	114	115	140	165	159	99	94	88	100	70
うちDV	26	26	49	59	37	5	6	8	5	4
法律相談	18	22	17	22	22	25	22	17	24	21
うちDV	4	4	4	11	3	6	3	5	4	2
合計	132	137	157	187	181	192	673	785	519	619
うちDV	30	30	53	70	40	23	160	165	139	65
DV割合	22.7	21.9	33.8	37.4	22.1	12.0	23.8	21.0	26.8	10.5

資料:男女共同参画センター、平成27年度より一般相談(面接相談・電話相談)開設

男性の電話相談

	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
男性の電話相談								18	15	19
うちDV								1	0	0
合計								18	15	19
うちDV								1	0	0
DV割合								5.6	0	0

資料:男女共同参画センター、平成29年6月より男性の電話相談開設

図表 3-4-5　女性の人権が侵害されていると思うこと

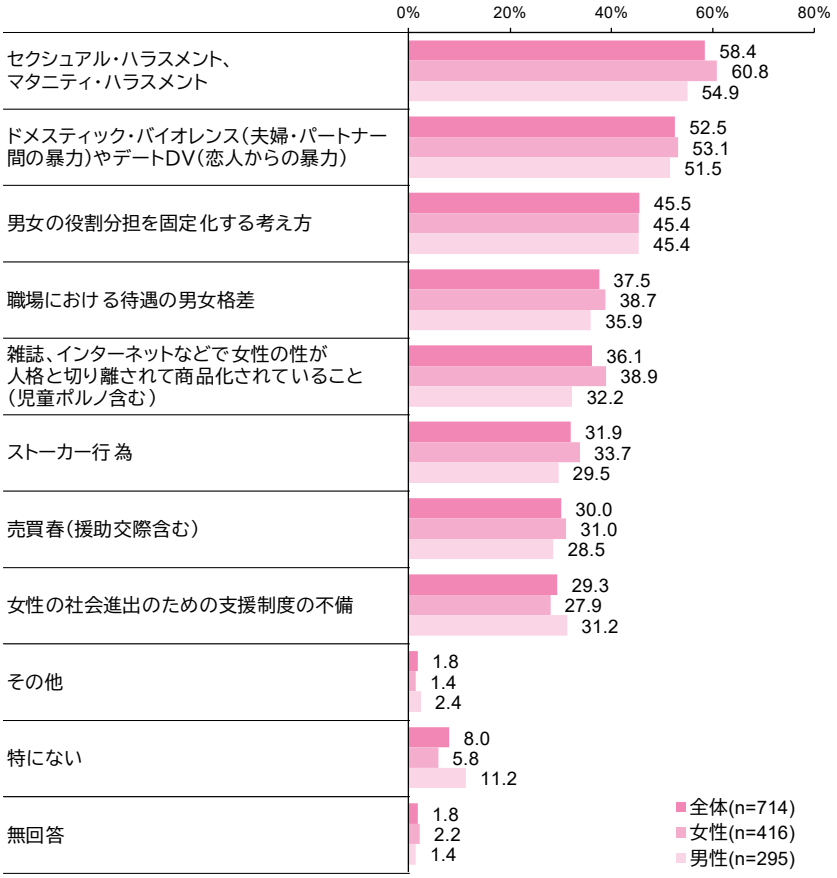

図表 3-4-6　主に女性が被害にあっている問題の認知

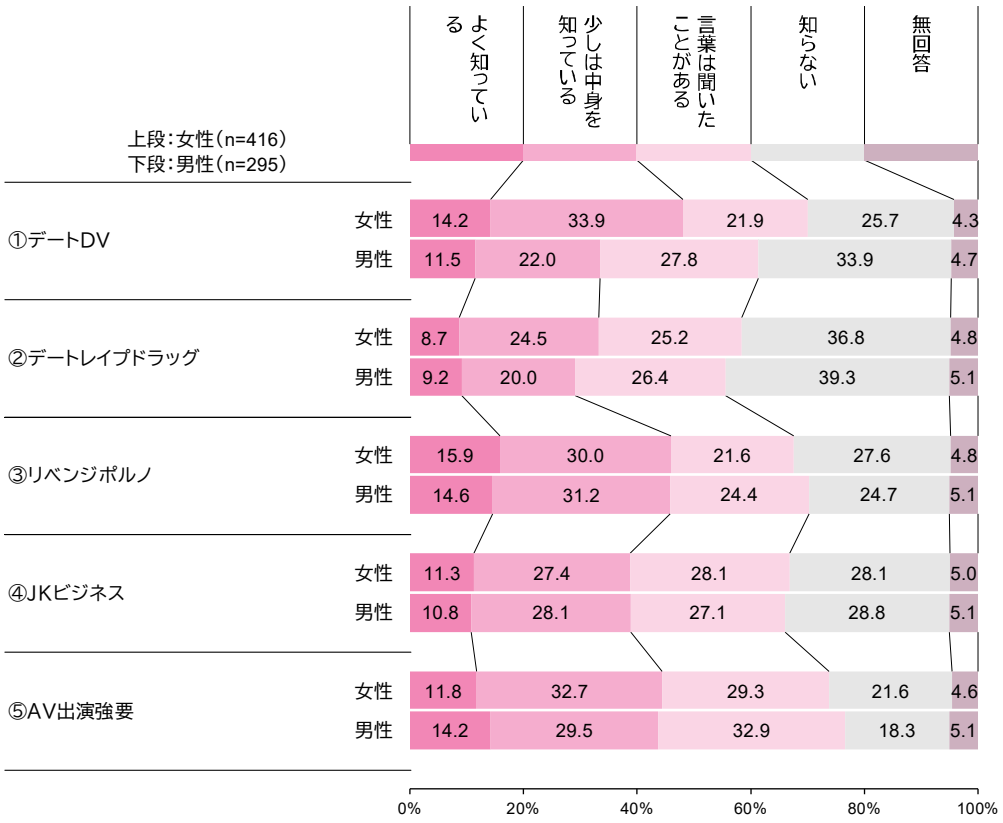

図表 3-4-7 ハラスメント防止のための取り組み

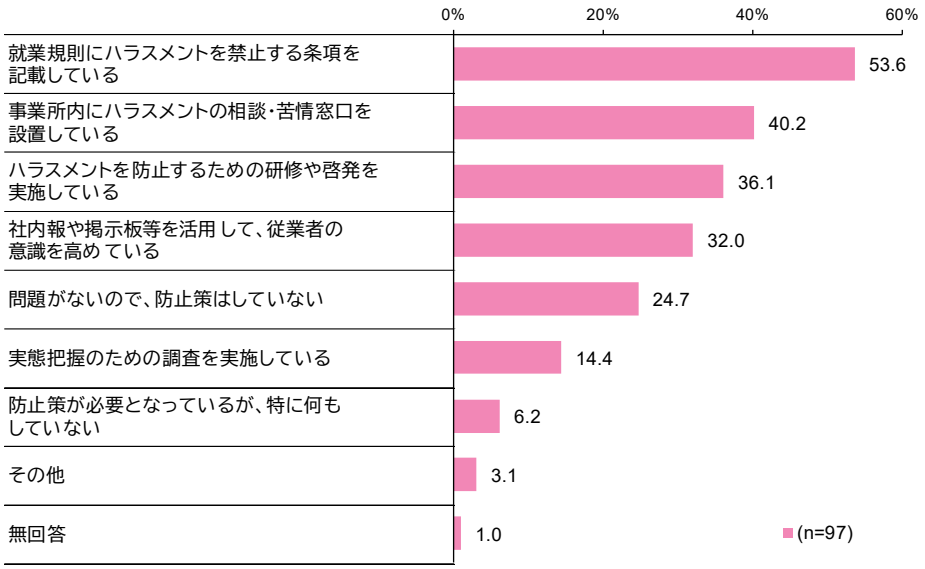

取組方針 9　女性に対する暴力を許さない社会づくりの意識啓発

女性に対する暴力の根底には、女性の人権を軽視し、侵害するという共通点があると考えられます。

同意のない性行為は暴力であるという**性的同意**についての認識は広がりつつありますが、女性に対する暴力は、家庭、職場、学校など日常の様々な場面において生じており、暴力の問題の重大性が十分理解されているとはいえない状況です。

暴力は絶対に許されないものです。誰もが、被害者にも加害者にもなることなく安心して暮らせる社会をつくるため、性犯罪や性暴力防止に向けた意識啓発を進めます。

また、デートＤＶは、気づかないうちに被害者となっている場合もあることから、誰もが暴力の当事者とならないために、学校等での学習機会を通して、暴力被害への未然防止につなげます。

■ 施策の方向 20　あらゆる暴力を許さない意識啓発と学習機会の提供

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
40	○DV、デート DV、セクシュアル・ハラスメント、**ストーカー行為**、性暴力、売買春等の女性に対する暴力が重大な人権侵害であることや、児童虐待と DV には密接な関係があることを踏まえ、女性に対する暴力を許さない意識の浸透を図ります。	67	パープル＆オレンジリボンプロジェクトによる啓発	男女共同参画センター
41	○配偶者等に対する暴力への正しい認識と法的知識を深めるための学習機会を提供します。 ○暴力被害への未然防止や相談窓口の周知を図ります。	68	DV 防止啓発講座の開催及び DV 防止啓発事業の充実	男女共同参画センター
		69	若年層への DV 等防止啓発事業の推進	男女共同参画センター
		70	「デート DV」啓発冊子等を利用した学習機会の提供	学校教育課
42	○男女共同参画の視点に立って性犯罪や性暴力の実態や正しい認識についての啓発を行います。	71	性暴力などの防止に向けた啓発と情報提供	男女共同参画センター
		72	性犯罪などの防止に向けた啓発	防災・安全推進室

◆性的同意
性にまつわることについて、相手の意思を互いに確認すること。

◆ストーカー行為
特定の者に対する恋愛感情その他好意の感情、又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足させる目的で、つきまとい、交際の要求、名誉・性的羞恥心を害する行為などを反復して行うこと。

取組方針 10　配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護

ＤＶに関する相談件数が増加している背景には、ＤＶに対する社会的な認識の高まりがあると考えられます。

ＤＶ被害からの回復には、周囲が考える以上の時間が必要であることが多く、被害者の中には暴力の場所から逃れたあとも、長期間にわたって精神的な不安定さ、体の不調、経済的困難を抱えている場合も多いといわれています。

今後も、女性の相談室等の各種相談窓口の周知を行い、暴力防止に向けた講座や啓発による意識の浸透を図ります。また、被害者保護から自立支援に向けてＤＶ対策ネットワーク会議や関係機関と連携の上、被害者保護の徹底に取り組みます。

また、ＤＶ被害をなくすためには、加害者への対応も念頭におく必要があることから、関係機関との連携強化により、包括的な支援を進めます。

■ 施策の方向 21　相談・支援体制の充実

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
43	○女性に対するあらゆる暴力が潜在化しないように、相談しやすい体制づくりを充実します。 ○関係機関と連携し緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	73	「女性の相談室」の充実	男女共同参画センター
		74	DV対策ネットワーク会議関係機関との連携強化	男女共同参画センター
44	○京都府配偶者暴力相談支援センターや京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）等、相談機関の周知を図ります。 ○関係機関と連携し被害者支援を進めます。	75	相談窓口の周知と連携強化	男女共同参画センター

■ 施策の方向 22　被害者保護の徹底と包括的支援・加害者更生支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
45	○京都府配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関との連携を強化します。 ○ＤＶ被害者支援のワンストップ化を図り、緊急一時保護、生活の自立、心のケアなど被害者への包括支援を行います。 ○緊急事案をはじめ問題解決への対応体制を強化します。	76	DV 対策ネットワーク会議及び DV 対策ケース検討会議の運営及び関係機関、児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待ネットワーク機関との連携	男女共同参画センター
		77	関係機関と連携した被害者保護体制の充実	男女共同参画センター
46	○児童虐待と DV には密接な関係があることを踏まえ、健診や各種相談、保育所・幼稚園・学校等における子どもの状態など、様々な機会を通して児童虐待と DV の早期発見に努めます。	78	育児支援家庭訪問事業の実施	健康づくり推進課
		79	「要保護児童対策地域協議会」の運営及び関係機関との連携	子育て支援課
		80	家庭児童相談室の充実	子育て支援課
47	○DV、ストーカー等の被害者保護のための住民基本台帳事務における措置の徹底を図ります。 ○被害者の個人情報保護について、職員間の認識の共有と徹底を図ります。	81	住民票・戸籍附票の発行制限及び閲覧制限、情報開示の制限及び個人情報保護の徹底	市民課
48	○被害者が地域で自立した生活ができるよう、関係機関と連携して継続的な支援を行います。 ○被害者支援の一環として、京都府の**加害者のための更生プログラム**などの周知を図ります。	82	関係機関と連携した被害者への自立支援と加害者への更生支援	男女共同参画センター

◆加害者更生プログラム
　教育によりDV 加害者の加害責任の自覚と行動の変容を促すことで、DV 被害者の安全確保と被害からの回復を図る。

取組方針 11　ハラスメント防止への取り組み

「市民・事業所意識調査」では、女性に対する人権侵害だと思うこととして「セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント」が最も多く挙げられています。

様々なハラスメントの防止に向けて法改正が行われましたが、「市民・事業所意識調査」では、就業規則にハラスメントを禁止する条項を記載している事業所は約 5 割に留まっており、ハラスメントへの対策は十分とはいえません。

ハラスメントは、職場だけではなく、家庭や地域など日常のあらゆる場面に存在します。

事業所に対しては、法律の改正内容等の周知や情報提供を行い、意識の醸成に向けた働きかけを行います。

また、地域団体などを通じて、ハラスメント防止に向けた意識啓発への取り組みを進めます。

■ 施策の方向 23　様々なハラスメント防止の働きかけと周知

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
49	○地域や事業所における、セクシュアル・ハラスント等様々なハラスメント防止の啓発をします。 ○研修等の情報提供等を通じてハラスメントを起こさない地域・職場づくりを促進します。	83	地域団体等を通じて、市民・地域でのハラスメント防止に関する意識啓発	男女共同参画センター
		84	商工会、商店街等を窓口にして、セクシュアル・ハラスメント等様々なハラスメント防止に関する事業主の講ずべき措置に関する情報提供	商工観光課
50	○庁内における防止対策として、ハラスメント研修を実施します。 ○ハラスメントを起こさない職場づくりを徹底します。 ○相談・支援体制を充実します。	85	ハラスメントに関して講ずべき措置についての指針の周知徹底	職員課
		86	相談体制の周知及びハラスメント研修の実施	職員課

基本目標Ⅴ 健康で安心な暮らしの実現

健康増進や生活習慣病予防のためには、自ら健康管理を行うことが重要であり、男女がそれぞれの健康課題を適切に把握し、心と体の健康を保つことは、生活の質に大きく関わってきます。

生命と密接に関わる性のあり方や自己決定は、人が尊厳を持って生きる上で重要な要素であり、人権の視点を持って取り組むことが大切です。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての認識を深め、女性の健康と権利を守るとともに、男女の健康と権利、責任に関わることとして意識する必要があります。

また、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人などは、様々な生活上の困難を抱える場合があります。それらの背景や状況が理解され、合理的な配慮や必要とされる支援が、適切に届かなければなりません。

全国的な傾向と同様に、本市でもひとり親の世帯は増加しています。就労など自立に向けた支援、相談体制を整えることが重要です。

誰もが、性別や年齢、その人のおかれた社会的な状況にかかわらず、どのような場面でも、一人の人間として尊重され、健康で安心して生活を送ることができる地域社会を目指した取り組みを進めます。

図表 3-5-1 がん検診実施状況(長岡京市)

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
乳がん検診	対象者	15,274 人	15,274 人	15,274 人
	受診者	1,408 人	1,366 人	1,301 人
	受診率	18.2%	18.0%	17.2%
子宮頸がん検診	対象者	18,382 人	18,382 人	18,382 人
	受診者	1,725 人	1,499 人	1,553 人
	受診率	18.4%	17.4%	16.5%
前立腺がん検診	対象者	7,553 人	7,553 人	7,553 人
	受診者	3,008 人	2,945 人	2,920 人
	受診率	39.8%	39.0%	38.7%
大腸がん検診	対象者	23,697 人	23,697 人	23,697 人
	受診者	5,002 人	4,782 人	4,794 人
	受診率	21.1%	20.2%	20.2%
肺がん検診	対象者	23,697 人	23,697 人	23,697 人
	受診者	1,291 人	1,466 人	963 人
	受診率	5.4%	6.2%	4.1%
胃がん検診	対象者	23,697 人	23,697 人	23,697 人
	受診者	990 人	828 人	707 人
	受診率	4.2%	3.5%	3.0%
胃がんリスク検診	対象者	1,694 人	1,674 人	1,000 人
	受診者	270 人	233 人	149 人
	受診率	15.9%	13.9%	14.9%

(注)乳がん検診、子宮頸がん検診は、隔年受診のため、対象者数に対する受診者の割合と受診率は一致しない。

(注)胃がんリスク検診以外のがん検診の対象者数は、国勢調査の数値から算出しているため、平成 29 年度から 5 年間は同じとなる。

資料:健康づくり推進課

図表 3-5-2　心とからだの健康を保つために必要な取り組み

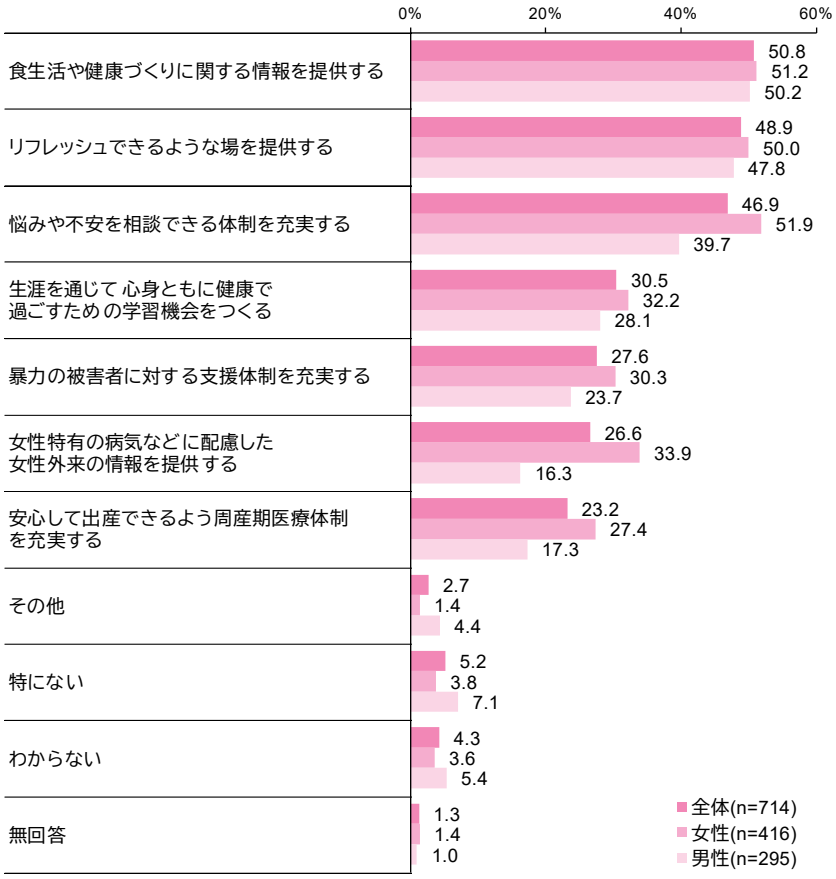

図表 3-5-3　母子世帯・父子世帯の年間就労収入の構成割合（全国）

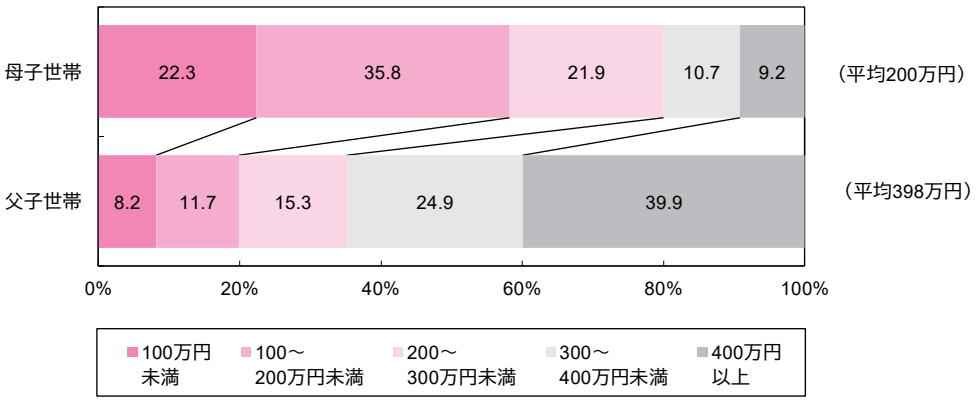

（注）年間就労収入とは、母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の年間就労収入である。
資料：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査結果報告」2016（平成 28）年度版

取組方針 12　リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に基づく女性の健康支援

リプロダクティブ・ヘルスとは、生涯にわたって性と生殖に関わる心と体の健康が保たれることです。一方、リプロダクティブ・ライツとは、自分の体に関して自分の意思が尊重され、自己決定できるための権利が基本的人権として保障されるという考え方です。

若年層に向けた望まない妊娠や性感染症を予防するためには、正しい知識を学ぶ機会の提供や、「性的同意」をはじめとしてパートナー間で話し合うことにより、お互いが対等で尊重し合える関係をつくるための啓発など、様々な学習機会を提供し、女性の健康支援に取り組みます。

安心して産み育てることのできる環境整備を進めるとともに、妊娠などについて、女性だけでなく、男性の理解促進に向けた啓発を行います。

■ 施策の方向 24　性に関する理解と性感染症予防などの啓発

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
51	○リプロダクティブ・ヘルス/ライツの認識を深める学習機会を提供します。	87	性と生殖に関する情報や学習機会の提供	男女共同参画センター
52	○性感染症などに関する正しい知識の普及啓発を進めます。	88	男女共同参画センター情報コーナーの充実（性感染症などに関する情報）	男女共同参画センター
53	○成長過程に応じて、性に関する指導の中に現代の問題である性感染症や薬物依存等も取り入れた学習を行います。	89	性に関する指導の充実	学校教育課

■ 施策の方向 25　安心して妊娠・出産できる環境の整備

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
54	○母子の健康とともに男性が妊娠・出産・育児について正しい理解を得ることを促進します。 ○安心して妊娠・出産できるようライフスタイルに応じた情報提供、支援を行います。	90	長岡京子育てコンシェルジュ事業の実施	健康づくり推進課
		91	子育て応援教室の開催	健康づくり推進課
		92	新生児訪問事業の実施	健康づくり推進課
		93	不妊症・不育症治療助成制度の実施	医療年金課

取組方針 13　生涯を通じた健康づくりの支援

食生活、生活習慣の変化などを背景に、女性特有の疾病である子宮がん、女性に多い乳がん、骨粗しょう症の罹患が増加しています。女性では 20 歳から 40 歳代でがんに罹る人の割合が男性と比べて高い傾向にあり、女性は、妊娠・出産期、更年期などに男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。

ストレスの多い現代社会では、心の健康に問題を抱える人は増えており、うつ病や自殺の増加などが社会問題となっています。

自殺者の割合は、女性よりも男性に多く、男性の方がストレスを抱え込みやすいといった傾向があります。

それぞれのライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、支援を行います。また、心と体の健康について、正しい知識を身につけ、必要な情報を得ることができるよう、様々な相談体制の充実を図り、生涯にわたる健康づくりを支援します。

■ 施策の方向 26　ライフステージに応じた健康支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
55	○市民がライフステージに応じて、主体的に健康づくりに取り組むための支援を行います。 ○性別や年代別の心身の健康や疾病・介護予防など、健康に関する正しい知識の普及、啓発を進めます。	94	総合型地域スポーツクラブの推進	文化・スポーツ振興課
		95	子育て応援教室事業、健康づくり教育事業、生活習慣病予防事業、健康づくり実践・啓発事業の実施	健康づくり推進課
		96	一般介護予防事業の充実	高齢介護課
56	○健診事業などを通じて疾病の早期発見・早期治療の啓発、相談などを行います。 ○40歳以上の市民に、心身の健康や疾病予防のため、特定健診等の受診や保健指導を推進します。	97	成老人健康診査・がん検診事業、後期高齢者健康診査事業及び保健指導の実施	健康づくり推進課
		98	国民健康保険被保険者特定健康診査及び保健指導の実施	国民健康保険課

■ 施策の方向 27　心と体の健康支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
57	○性別やライフステージに応じて、心と体の健康問題に対する理解を深める機会を提供します。 ○専門機関と連携して相談体制を充実します。 ○未然に自殺を防止する対策を進めます。	99	医師・心理等発達相談事業及び地域リハビリテーション事業の実施	健康づくり推進課
		100	「自殺対策計画」の推進	社会福祉課
		101	障がい者地域相談支援	障がい福祉課
		102	高齢者相談	高齢介護課
		103	教育相談	教育支援センター

取組方針 14　様々な状況にある人への支援と環境整備

女性は、すべての世代において非正規雇用労働者の割合が高いことなどの経済社会における男女がおかれた状況の違いを背景として、貧困など生活上の困難に陥りやすい状況にあります。

また、高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、外国人であることなど、社会的な困難を抱えている人が、更に複合的な困難な状況におかれる場合があります。

様々な困難を抱える人への支援を行い、安心して暮らせる社会環境づくりを進めます。

■ 施策の方向 28　高齢者・障がいのある人・外国人等が安心して暮らせる環境の整備

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
58	○就労に関する情報を提供します。 ○関係機関と連携した就労相談の体制を充実します。	104	福祉なんでも相談室における就労支援	社会福祉課
		105	就労支援ネットワーク会議の運営	社会福祉課
59	○高齢者の就労機会を確保するため、シルバー人材センターと連携し、男女ともに就労機会等の拡大に努めます。	106	高齢者の就労機会等の拡大	高齢介護課
60	○男女共同参画の視点に立って高齢者虐待の予防と関係機関との連携を強化します。 ○地域における高齢者虐待の防止及び早期発見を円滑に実施します。	107	高齢者虐待の予防と対策の強化	高齢介護課
61	○男女共同参画の視点に立って高齢者社会を支える介護体制の充実を図ります。	108	「高齢者福祉計画」及び「介護保険事業計画」の推進	高齢介護課
62	○男女共同参画の視点に立った障がい者(児)への自立支援及び教育支援を推進します。	109	「障がい者(児)福祉基本計画」「障がい福祉計画」に基づく自立支援	障がい福祉課
63	○在住外国人女性をはじめとする複合差別を受けやすい立場の人に向けた情報提供や相談機関との連携を行います。	110	在住外国人女性等への情報提供や相談機関との連携	男女共同参画センター

■ 施策の方向 29　ひとり親家庭への支援

施策番号	施策の内容	事業番号	主な事業内容	担当課
64	○ひとり親家庭の母親や父親及び子どもに対して、総合的な自立を手助けします。	111	相談の充実、就労や子育て支援に関する情報提供	男女共同参画センター
		112	児童扶養手当の支給	子育て支援課
		113	母子家庭等自立支援給付金事業(自立支援教育訓練給付金事業、高等職業訓練促進給付金事業)の周知	子育て支援課
		114	ひとり親医療費の支給	医療年金課

計画目標の指標

(1)成果指標と活動指標

■ 成果指標（アウトカム指標）

行政活動の成果（政策の成果）を測る指標で、市民生活にどのような効果や効用があったか、市民からの観点でどの程度の満足度が得られたかを基準とします。

「取り組みの結果、“何が”“どのように”なったか」の指標。5 つの基本目標について課題の達成状況を測る成果指標を設定し、2025（令和 7）年度末まで取り組みます。

■ 活動指標（アウトプット指標）

「“どんな取り組み”を“どれくらい”やるか」の指標。主な事業について、実施内容や実施状況を示す活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。

基本目標Ⅰ　人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

	指標項目	令和元年度 現状値	令和7年度 目標値	担当課
成果指標	**「社会全般」として「男女が平等になっている」と感じている人の割合**	女性 11.3% 男性 24.1%	女性 30.0% 男性 30.0%	男女共同参画センター
成果指標	**「男性は仕事、女性は家庭」と思う人の割合**	女性 22.3% 男性 31.9%	女性 20.0%未満 男性 30.0%未満	男女共同参画センター
活動指標	ホームページにおける市の「男女共同参画」ページへのアクセス数	17,636 件/年	20,000 件/年	男女共同参画センター
活動指標	男女共同参画の意識啓発の進む度合について、ホームページで新たな情報を発信するとともに、市民の関心をひくような内容の充実が図られているかをアクセス件数によって測ります。			
活動指標	男女共同参画週間事業参加者へのアンケートで「男女共同参画への意識が深まった」と回答した人の割合	69.7%	80.0%	男女共同参画センター
活動指標	男女共同参画週間事業を開催し、どれだけの参加者が男女平等・男女共同参画への意識を深めることや意識変革ができたかを測ります。			
活動指標	性の多様性理解啓発事業参加者へのアンケートで「性の多様性への意識が深まった」と回答した人の割合	令和3年度からの新規	60.0%	共生社会推進課
活動指標	性の多様性理解啓発事業を開催し、どれだけの参加者が性の多様性への意識を深めることや意識変革ができたかを測ります。			

基本目標Ⅱ　男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

	指標項目	令和元年度 現状値	令和7年度 目標値	担当課
成果指標	**「男女共同参画社会」という言葉の認知度**	女性 67.5% 男性 66.1%	女性 80.0% 男性 80.0%	男女共同参画センター
活動指標	若年層に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数	8 回/年	9 回/年	男女共同参画センター
活動指標	中高生や大学生などを対象にした男女共同参画に関する啓発の回数によって、若年層に対する男女共同参画意識の啓発の充実度を測ります。			
活動指標	男女共同参画に関する講座・セミナーの参加者数	のべ 586 人/年	のべ 600 人/年	男女共同参画センター
活動指標	男女共同参画に関する講座などへの参加者数によって、教育・保育及び生涯学習の場での男女平等・男女共同参画意識を深めることや意識変革ができたかを測ります。			

基本目標Ⅲ　あらゆる分野における女性活躍の推進

	指標項目	令和元年度 現状値	令和7年度 目標値	担当課
成果指標	**「政治・行政の場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合**	女性 13.7% 男性 27.8%	女性 30.0% 男性 40.0%	男女共同参画センター
	「職場」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 20.2% 男性 29.5%	女性 25.0% 男性 35.0%	男女共同参画センター
	「地域」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 35.3% 男性 46.4%	女性 50.0% 男性 60.0%	男女共同参画センター
	「家庭生活」で「男女が平等になっている」と感じている人の割合	女性 23.3% 男性 35.6%	女性 30.0% 男性 40.0%	男女共同参画センター
活動指標	長岡京市審議会等への女性委員の参画比率	34.2%	40.0%	男女共同参画センター
	審議会などの全委員に占める全女性委員の割合によって、政策・方針決定の場への女性の参画の進む度合を測ります。			
	長岡京市の審議会等への女性委員の参画比率が 40%～60%である割合	41.8% (23/55審議会)	65.0%	男女共同参画センター
	長岡京市男女共同参画推進条例に定める審議会などの女性委員割合を達成するため、どれだけの審議会などが達成できているかで積極的格差是正措置の進む度合を測ります。			
	長岡京市の女性管理職の割合	25.5% 令和元年度当初	30.0% 令和７年度当初	職員課
	管理職の女性割合によって、女性職員が性別にかかわりなく能力を発揮できているかを測ります。			
	男女共同参画フロア(いこ～る)の承認団体数	17 団体	20 団体	男女共同参画センター
	多世代ふれあい交流センターの男女共同参画フロアを拠点とした活動団体の数によって、地域での男女共同参画の進捗状況を測ります。			
	女性活躍に関する講座の参加者数	のべ 31 人/年	のべ 50 人/年	男女共同参画センター
	女性活躍をテーマとした講座やセミナーなどへの参加者数によって、女性活躍への支援の充実度を測ります。			
	防災学習会の実施回数と女性参加者の割合	29 回/年 54.3%	58 回/年 50.0%	防災・安全推進室
	防災学習会の実施回数と女性参加者の割合によって、防災における男女共同参画意識の浸透の度合を測ります。			
	男性に向けた男女共同参画に関する意識啓発の回数	4 回/年	5 回/年	男女共同参画センター (中央公民館、 北開田会館)
	男性への男女平等・男女共同参画に関する啓発の回数によって、男性に対する男女共同参画意識とワーク・ライフ・バランスの意識啓発の充実度を測ります。			
	長岡京市男性職員の育児休業取得者数	実数２人/5年間	実数５人/5年間	職員課
	市男性職員の育児休業を取得している人数によって、男女が共同で行う子育てとワーク・ライフ・バランスの意識の浸透が進んでいるかを測ります。			

基本目標Ⅳ　あらゆる暴力の根絶

	指標項目	令和元年度 現状値	令和7年度 目標値	担当課
成果指標	**「ドメスティック・バイオレンスやデート DV」を女性の人権侵害と思う人の割合**	女性 53.1% 男性 51.5%	女性 70.0% 男性 65.0%	男女共同参画センター
	男女共同参画センター（女性の相談室・男性電話相談）を知っている人の割合	女性 49.6% 男性 44.1%	女性 60.0% 男性 50.0%	男女共同参画センター
活動指標	若年層へのDV等防止啓発事業の実施回数	4 回/年	5 回/年	男女共同参画センター
	中高生や大学生などを対象にしたDV等防止啓発事業の実施回数によって、若年層への暴力を許さない意識の啓発機会の充実度を測ります。			
	パープル＆オレンジリボンプロジェクトの参加者数	のべ 310 人/年	のべ 400 人/年	男女共同参画センター
	パープル＆オレンジプロジェクトの参加者数によって、ドメスティック・バイオレンス、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力や児童虐待を許さない意識の醸成状況を測ります。			

基本目標Ⅴ　健康で安心な暮らしの実現

	指標項目	令和元年度 現状値	令和7年度 目標値	担当課
成果指標	**「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という言葉の認知度**	女性 14.9% 男性 19.3%	女性 30.0% 男性 25.0%	男女共同参画センター
活動指標	乳がん検診受診率（40～~~64~~69歳）*	13.3%	13.8%	健康づくり推進課
	女性に特有な乳がんの予防、早期発見や早期治療できるよう検査等を実施し、女性の健康づくりの環境の充実や意識の浸透の度合を測ります。			
	子育て応援教室の参加率	21.3%	25.0%	健康づくり推進課
	妊婦や父親が安心して育児ができるよう子育て応援教室を実施し、妊婦の育児環境の充実や父親の育児への意識の浸透の度合を測ります。			

＊乳がん検診受診率：前計画策定時は、対象者数を全人口から就業者を引いた数としていましたが、国基準が全人口で評価する方法に変更となったため、対象者数を国基準に合わせました。

第4章

計画の推進

1．計画の推進体制

(1)総合的な推進体制の整備・充実

男女共同参画社会を実現するためには、前章で述べた広範かつ多岐にわたる取り組みを展開していかなければなりません。これらの取り組みを総合的、効率的に進めていくため、庁内の推進体制を整備するとともに、市の各分野が連携し、横断的に取り組んでいきます。

また、社会のあらゆる分野へ男女共同参画意識を浸透させるためには、施策を推進する市そのものが男女共同参画に関する認識を高める必要があります。そのために、職員が男女平等・男女共同参画の視点を養い、男女が対等に能力を発揮しながら市民の多様なニーズに応えられる職場づくりを推進します。

1)男女共同参画審議会の設置

有識者や市民代表で構成される「長岡京市男女共同参画審議会」を設置し、施策の実施状況の報告並びに市民の苦情申し出などへの検討を行います。

2)男女共同参画推進本部の設置

市長を本部長とする庁内推進組織である「長岡京市男女共同参画推進本部」を設置し、本計画を推進するための行政内部の総合調整を図ります。

3)男女共同参画推進本部幹事職員の配置

本計画の進捗管理とともに、市役所が男女共同参画のモデル職場となるよう、庁内での男女共同参画を推進する横断的な推進組織として、関係各課に男女共同参画推進本部幹事職員を配置します。

4)財源の確保

計画推進のために必要な財源の確保に努めます。

(2)市民と行政の連携・協働による推進

男女共同参画を推進するためには、市民一人ひとりが自分自身に関わることとして主体的に考え、取り組んでいくことが重要です。市民や地域団体、市民活動グループ、事業所と連携・協働して取り組みを進めます。

特に、地域での男女共同参画の浸透を図るために、各種関係団体との連携を強化します。

◆共同と協働

共同も協働もともに複数の主体が、目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいう。

「長岡京市市民協働のまちづくり指針」では、「市民協働」とは、異なる多様な主体が、公共的な分野で共通の目的・課題に対して責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むこと、としている。

(3)男女共同参画施策推進拠点の充実

本市においては、性別にかかわりなく、広く人権の視点からも、多様性を認め合う共生社会への理解促進を進め、総合的な男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開を図るため、2019（平成 31）年 4 月に、女性交流支援センターと男女共同参画推進課を組織統合し、男女共同参画センターを開設しました。

誰もが自分の持っている力を発揮することができる機会をつくり、支援する場を提供するため、男女共同参画センター“いこ～る”プラス及び男女共同参画フロア“いこ～る”を、本市の男女共同参画の推進拠点施設として、学習、交流、相談、情報提供・啓発等その他必要な事業の充実を図ります。

そして、相談やその他の事業を通じて市民のニーズや課題を把握し、施策に反映することにより、男女共同参画を推進します。

特に、下記について積極的な取り組みを進めていきます。

1)市民一人ひとりのニーズをとらえ、的確な事業展開を図ります

2)地域活動団体や市民活動団体などとの協働を進めます

3)女性のあらゆる分野へのチャレンジを積極的に支援します

4)職員のコーディネートやコミュニケーション能力を高めます

5)特に、男性や子ども、若者世代に向けたアプローチに努めます

6)DVなど女性に対する暴力に関する取り組みを積極的に展開します

7)ワンストップの相談事業を展開します

2．計画の進行管理

男女共同参画施策の着実な推進を確保するためには、長岡京市の実情を踏まえた施策を立案し、その進捗状況を把握し、評価していくことが重要です。

そして、施策の評価にあたっては、可能な限り数値目標や各種統計や調査等による客観的な評価を取り入れ、施策の効果の到達度を測ります。また、男女共同参画の視点から男女別数値の把握ができるよう、その整備を進めます。

また、本計画に基づく施策については、毎年、進捗の状況を調査します。数値目標を掲げる重点施策の達成状況は、長岡京市男女共同参画審議会に報告し、その進捗状況を市民にわかりやすく公表します。

男女共同参画センターの愛称“いこ～る”プラス　ロゴマークは、

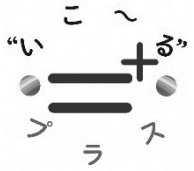

みんなが幸せになれるように「“いこ～る” プラス」の文字で輪を作り、中央に「＝」と「＋」のマークを置いて平等とプラス（進化）を表現しています。色彩は、国連サミットで採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の表象である 17 色を基本とした色彩（一部）を採用しています。

ロゴマークは、立命館高等学校「長岡京市役所リーフレット作成プロジェクト」（１年生）の協力により作成しています。

資料編

1. 用語解説索引

◆男女平等と男女共同参画 2
◆ジェンダー 4
◆エンパワーメント 4
◆くるみん 5
◆えるぼし 5
◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） 6
◆「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度 6
◆高齢化率 7
◆団塊ジュニア世代 7
◆合計特殊出生率 8
◆性の多様性 12
◆キャリアアップ 13
◆デートＤＶ（カップル間の暴力） 15
◆セクシュアル・ハラスメント 15
◆マタニティ・ハラスメント 15
◆ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ） 15
◆リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利） 16
◆子育てコンシェルジュ事業 16
◆ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標） 20
◆ＬＧＢＴ 24
◆ジェンダー主流化 28
◆ＳＮＳ 28
◆メディア・リテラシー 29
◆パートナーシップ制度 30
◆キャリア教育 33
◆ジェンダー・ギャップ指数 35
◆積極的格差是正措置（ポジティブ・アクション） 35
◆ダイバーシティ 36
◆M字カーブ 42
◆ＪＫビジネス 48
◆パワー・ハラスメント 48
◆性的同意 53
◆ストーカー行為 53
◆加害者更生プログラム 55
◆共同と協働 68

※ページ数は用語解説文の掲載ページ

2. 計画策定の経過

開催年月	内容
2019(令和元)年 8 月	**第 1 回　男女共同参画審議会** ・市長より諮問 ・第 7 次計画策定に向けて ・男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査の実施について
	男女共同参画推進本部(庁議)で市民・事業所意識調査内容について協議
9 月	「男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」実施
2020(令和 2)年 2 月	**第 2 回　男女共同参画審議会** ・「男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」報告書(案)について ・「男女共同参画計画　第7次計画」策定に向けて
3 月	市民・事業所意識調査報告書作成
7 月	**第 1 回　男女共同参画審議会** ・「男女共同参画計画　第7次計画」骨子案について
	男女共同参画推進団体による「意見交換会」実施（12 団体 15 名参加）
8 月	庁内関係課のヒアリング
10 月	**第 2 回　男女共同参画審議会** ・「男女共同参画計画　第 7 次計画」(案)について
	男女共同参画推進本部(庁議)でパブリックコメント用の計画(案)を協議
11 月	パブリックコメントの実施（10 名 58 件）
2021(令和 3)年 1 月	男女共同参画推進本部(庁議)で「男女共同参画計画　第7次計画」(最終案)を協議
	第 3 回　男女共同参画審議会 ・「男女共同参画計画　第 7 次計画」(案)に対するパブリックコメントの結果と市の考え方について ・「男女共同参画計画　第 7 次計画」(最終案)について
2 月	市長に答申
3 月	**パブリックコメントの回答** **「男女共同参画計画　第7次計画」策定(冊子 300 部、概要版 1,000 部作成)**

3. 長岡京市男女共同参画審議会委員名簿

＊2021(令和 3)年 2 月 1 日現在
＊任期は 2022(令和 4)年 3 月まで

名前	役職等
岩木　勝二	長岡京市商工会　副会長
尾瀬　さち子	長岡京市小中学校校長会(長岡第三小学校校長)
○ 表　真美	京都女子大学発達教育学部　教授
上子　秋生	立命館大学政策科学部　教授
◎ 川口　章	同志社大学政策学部　教授
小西　順子	男女共同参画フロア運営委員会(ムジクリ企画代表)
里内　友貴子	里内法律事務所　弁護士
長濵　英子	長岡京市公平委員 元京都府男女共同参画監
西村　厚子	長岡京市女性の会　評議員
深澤　利男	乙訓人権擁護委員協議会　人権擁護委員
山根　光礼	市民公募委員
山本　明広	日本労働組合総連合会京都府連合会 乙訓地域協議会　議長
米田　京香	市民公募委員

◎会長　○副会長
50 音順、敬称略

4. 長岡京市男女共同参画推進条例

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条―第 7 条）
第 2 章　基本的施策（第 8 条―第 15 条）
第 3 章　男女共同参画を阻害する行為の禁止及び被害者支援（第 16 条―19 条）
第 4 章　男女共同参画審議会（第 20 条）
第 5 章　雑則（第 21 条）
附則

長岡京市は、いにしえの都「長岡京」として栄えた時代から日本の歴史にたびたび登場し、悠久の歴史と豊富な地下水、西山のみどりによって人びとの暮らしが育まれてきました。

市制施行後は、京都府立婦人教育会館を誘致し、府内でいち早く長岡京市婦人行動計画を策定するなど、女性政策に先進的に取り組んできました。また、男女共同参画推進の拠点施設として女性交流支援センターを設置し、男女共同参画施策を進めてきました。

我が国では、昭和 60 年の女子差別撤廃条約の批准を契機とし、男女平等の実現に向けた取組が進められ、平成 11 年には男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置付けた男女共同参画社会基本法が制定されました。しかし、今なお、性に基づく固定的な役割分担意識や慣行が根強く残っており、特に女性の個性や能力が十分に発揮されていない状況があります。さらに、社会的な問題となったセクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどによる人権侵害など、男女共同参画社会の実現には多くの課題が残されています。

こうした現状の中で、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、市と市民等の協働で、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる真に豊かなまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市と市民、事業者及び教育関係者（以下「市民等」といいます。）の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に実施することにより、市民一人ひとりが人権を尊重され、その人らしくいきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

（定義）

第 2 条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

⑴　男女共同参画　すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思によって、社会のあらゆる分野で対等な構成員として活動し、その個性及び能力を十分に発揮する参画の機会が確保されることにより、平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。

⑵　市民　市内に居住し、又は市内で活動するすべての個人をいいます。

⑶　事業者　市内において、営利であるか非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

⑷　教育関係者　市内において、あらゆる教育及び保育に携わる個人及び法人その他の団体をいいます。

⑸　積極的格差是正措置　社会のあらゆる分野での活動における男女間の格差を是正するため、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供することをいいます。

⑹　ジェンダー　生まれついての生物学的性別に対し、社会通念や慣習の中にある男性像又は女性像のような、社会や文化によって作り上げられた社会的性別をいいます。

⑺　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいいます。

⑻　ドメスティック・バイオレンス　配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又は親密な関係にあった者の間での、身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。

⑼　ワーク・ライフ・バランス　一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭や地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択及び実現できることをいいます。

（基本理念）

第 3 条　市及び市民等は、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を推進します。

⑴　すべての人が、個人としての尊厳が平等に重んじられ、直接的であるか間接的であるかを問わず、性に基づく差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を十分に発揮する機会が均等に確保されること。

⑵　ジェンダーによる固定的な役割分担に基づく制度及び慣行が改善され、すべての人が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。

⑶　すべての人が、市の政策及び家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場における意思決定に、社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。

⑷　すべての人が、相互の協力及び社会の支援のもと、子育て、介護その他の家庭生活における活動及び職業生活その他の社会における活動に対等に参画でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。

⑸　家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、個人の尊厳及び男女平等の意識を育む教育及び保育が行われること。

⑹　すべての人が性と生殖についての理解を深めるとともに、特に女性の性と生殖に関する健康とそれを享受する権利が生涯にわたり保障されること。

⑺　経済活動の分野において、均等で健全な就業環境のもと個人の力が発揮できること。

⑻　セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画を阻害する暴力的行為は、犯罪又は人権侵害であるとの認識のもと、その根絶を目指すこと。

⑼　男女の性別にとどまらず、性同一性障がいを有する人、先天的に身体上の性別が不明瞭である人その他のあらゆる人の人権についても配慮されること。

⑽　男女共同参画の推進は、密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、国際的な協調のもとに行われること。

（市の責務）

第 4 条　市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含みます。以下同じ。）を総合的に策定し、実施しなければなりません。

2　市は、国及び他の地方公共団体と連携を図り、市民等と協働して、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施しなければなりません。

3　市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めなければなりません。

4　市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、市民にわかりやすい年次報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

（市民の責務）

第 5 条　市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野に積極的に参画するとともに、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2　市民は、市、事業者及び教育関係者と協働して、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければなりません。

（事業者の責務）

第 6 条　事業者は、基本理念にのっとり、雇用している、又は雇用しようとする人について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、ワーク・ライフ・バランスのとれる就労環境づくりに努めなければなりません。

2　事業者は、市、市民及び教育関係者と協働して、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければなりません。

（教育関係者の責務）

第 7 条　教育関係者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性をかんがみ、基本理念にのっとり、男女共同参画の視点をもった教育及び保育に努めなければなりません。

2　教育関係者は、市、市民及び事業者と協働して、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に取り組むよう努めなければなりません。

第 2 章　基本的施策

（男女共同参画計画）

第 8 条　市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を策定しなければなりません。

2　市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更するにあたっては、これを市民等に公表し、意見を聴くとともに、長岡京市男女共同参画審議会に諮問しなければなりません。

3　市長は、男女共同参画計画を策定し、又は変更し

たときは、速やかにこれを公表しなければなりません。

4　市長は、社会情勢の変化に対応し、男女共同参画の推進のため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行わなければなりません。

（施策の推進体制の整備等）

第 9 条　市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備します。

2　市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、基本理念をもとに男女共同参画の視点をもって、市の組織間の連携により取り組みます。

3　市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、随時、必要な情報収集及び調査研究を市民等と協働で行います。

4　市は、男女共同参画センター（長岡京市立総合交流センター設置条例（平成 16 年長岡京市条例第 25 号）の規定に基づき設置された施設をいいます。）及び多世代交流ふれあいセンター（長岡京市立多世代交流ふれあいセンター設置条例（平成 21 年長岡京市条例第 27 号）の規定に基づき設置された施設をいいます。）を男女共同参画の推進のための拠点施設として整備するとともに、交流、相談、情報提供、啓発等その他の必要な事業の充実を図ります。

（財政上の措置）

第 10 条　市は、男女共同参画計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じます。

（積極的格差是正措置）

第 11 条　市は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めます。

2　市は、審議会等の委員を委嘱し、又は任命する場合には、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が総数の 10 分の 4 未満とならないよう努めます。

（男女共同参画の理解を深めるための措置）

第 12 条　市は、すべての人が男女共同参画への関心及び理解を深められるよう、広報活動等を充実します。

2　市は、男女共同参画を推進する人材が育成されるよう、家庭、学校並びに社会のあらゆる教育及び保育の場において、教育及び学習の機会を充実します。

3　市は、提供される情報を男女共同参画の視点から正しく理解し、評価するための能力の向上を図ろうとする取組に対し、必要な施策を講じます。

4　市は、すべての人が、避妊、妊娠、出産、中絶、更年期その他の性と生殖に関する事項について、自らの意思が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活ができるよう、情報提供その他の必要な支援を行います。

（市民等の活動に対する支援）

第 13 条　市は、市民等が行う男女共同参画推進活動を促進するため、市民等と協働するとともに、情報の提供、施設の提供、財政的支援その他の必要な支援及び協力を行います。

（家庭生活における活動とその他の活動との両立支援）

第 14 条　市は、家族を構成する人が互いの協力のもと、家事、育児、介護その他の家庭生活における活動と地域、職場、学校等における活動とを両立させるため、家族はもとより地域、職場、学校等で相互に協力しながら一体となって支え合えるよう、必要な支援を行います。

（雇用における男女共同参画の推進）

第 15 条　市は、事業者に対し、雇用における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、学習機会の提供、情報の提供、意識啓発その他の必要な措置を講じます。

2　市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し男女共同参画の推進に関する取組の状況について報告を求めることができます。

第 3 章　男女共同参画を阻害する行為の禁止及び被害者支援

（性に基づく人権侵害の禁止）

第 16 条　すべての人は、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性に基づく差別的な扱い及び人権侵害を行ってはなりません。

2　すべての人は、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはなりません。

（情報及び表現に関する留意事項）

第 17 条　すべての人は、広く提供する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければなりません。

⑴　性に基づく固定的な役割分担意識を肯定し、助長し、又は連想させる表現

⑵　性に基づく暴力的行為を肯定し、助長し、又は連想させる表現

⑶　過度の性的な表現

⑷　性に基づく偏見を肯定し、又は助長する表現

（被害者支援）

第18条　市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等あらゆる性に基づく人権侵害を防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者に対し、安全と安心を最優先して関係機関との連携を図り、相談及び各種制度の斡旋、自立に向けた情報提供等の必要な支援を行います。

（相談及び苦情の申出）

第19条　市民等は、性に基づく人権侵害の相談があるとき、又は市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対して苦情があるときは、市長に申し出ることができます。

2　市長は、前項の規定による相談及び苦情の申出について、必要に応じて、長岡京市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、国、府その他の関係機関及び関係団体と連携を図り、適切に処理します。

3　市長は、相談及び苦情の申出に係る処理制度への市民等の理解を深めるため、その普及啓発を行います。

第4章　男女共同参画審議会

（男女共同参画審議会）

第20条　男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、長岡京市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

2　審議会は、第8条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議します。

3　審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織します。

4　委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げません。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章　雑則

（委任）

第21条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成22年10月1日から施行します。ただし、第8条第2項、第19条第2項及び第20条の規定は、平成22年11月1日から施行します。

（長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2　長岡京市特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年長岡京市条例第15号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

附　則（平成31年3月29日条例第2号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

5. 長岡京市男女共同参画推進条例施行規則

（趣旨）

第 1 条　この規則は、長岡京市男女共同参画推進条例（平成 22 年長岡京市条例第 15 号。以下「条例」といいます。）の施行に関し、必要な事項を定めます。

（定義）

第 2 条　この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例によります。

（相談及び苦情の申出）

第 3 条　条例第 19 条第 1 項の規定による相談及び苦情の申出を行う者は、次に掲げる事項を記載した相談及び苦情申出書（別記様式）を市長に提出しなければなりません。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法でこれを行うことができます。

⑴　申出を行う者の氏名及び住所（団体にあっては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに電話番号

⑵　申出の趣旨及び理由

⑶　他の機関への相談等の状況

⑷　申出の年月日

⑸　その他市長が必要と認める事項

（相談及び苦情処理の決定）

第 4 条　市長は、前条の規定による相談及び苦情の申出があったときは、条例第 19 条第 2 項の規定により、必要に応じて長岡京市男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）への諮問を経て当該相談及び苦情の処理についての決定を行います。

2　市長は、前項の規定により審議会へ諮問したときは、当該申出者及び市の関係機関に対し、諮問した旨の通知をしなければなりません。

（相談及び苦情処理の通知及び公表）

第 5 条　市長は、前条の規定により相談及び苦情の処理についての決定を行ったときは、その結果を当該申出者に通知するとともに、これを公表します。

2　前項の公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければなりません。

（男女共同参画審議会）

第 6 条　条例第 20 条に規定する審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。

⑴　学識経験者

⑵　市民

⑶　関係団体の代表者

⑷　その他市長が必要と認める者

（会長及び副会長）

第 7 条　審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、それぞれ委員の互選により定めます。

2　会長は、審議会を代表し、会務を総理します。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

（会議）

第 8 条　審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となります。

2　審議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができません。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

（部会）

第 9 条　会長が必要と認めるときは、審議会に専門的事項を分掌させるため、部会を置くことができます。

2　部会に属する委員は、会長が指名します。

3　部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定めます。

4　部会長は、部会の事務を掌理します。

5　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理します。

6　部会の会議については、前条の規定を準用します。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えます。

（関係者の出席等）

第 10 条　審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、関係者その他参考人の出席を求め、資料の提出、意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができます。

（庶務）

第 11 条　審議会の庶務は、男女共同参画政策主管課において処理します。

（その他）

第 12 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めます。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成 22 年 11 月 1 日から施行します。

（経過措置）

2　この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会の招集及び会長が選任されるまでの間の審議会の主宰は、市長が行います。

6. 男女共同参画の推進に関する年表

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
1975 年 (昭和 50 年)	・国際婦人年(目標：平等、発展、平和) ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催		
1977 年 (昭和 52 年)		・「国内行動計画」策定	・女性政策担当窓口設置 ・京都府婦人関係行政連絡会設置 ・京都府婦人問題協議会設置	
1979 年 (昭和 54 年)	・国連第 34 回総会 ・「女子差別撤廃条約」採択		・京都府婦人問題協議会が「提言」提出 ・「京都府婦人大学」開設 ・「京都府婦人対策推進会議」設置	
1980 年 (昭和 55 年)	・「国連婦人の 10 年」中間年世界会議(コペンハーゲン)「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」採択			
1981 年 (昭和 56 年)	・「ILO156 号条約」採択（男女労働者特に家庭的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）	・「国内行動計画後期重点目標」策定	・「京都府婦人の船」実施 ・「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」策定・公表	
1982 年 (昭和 57 年)		・労働省「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」を発表	・京都府立婦人教育会館開館 ・「京都府婦人海外研修」実施	
1983 年 (昭和 58 年)				・「婦人行動計画策定にかかる市長方針」決定 ・「婦人関係行政連絡会」設置
1984 年 (昭和 59 年)				・「婦人問題企画推進協議会」設置 ・「婦人の意識と生活・労働等の実態に関する調査」実施
1985 年 (昭和 60 年)	・「国連婦人の 10 年」最終年世界会議(ナイロビ)「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ戦略)」採択(1986～2000 年)	・「国籍法」改正(国籍の父母両系主義確立) ・「女子差別撤廃条約」批准	・ナイロビ世界会議 NGO フォーラムへ女性を派遣 ・国連婦人の十年最終年記念大会－京都女性のフォーラム'85－開催	・婦人問題企画推進協議会「提言」提出 ・「婦人行動計画」（第１次計画）策定 ・「婦人行動計画推進行政連絡会」設置 ・「教育委員会社会教育課青少年婦人係」設置
1986 年 (昭和 61 年)		・「男女雇用機会均等法」施行		
1987 年 (昭和 62 年)		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・「婦人問題に関する意識・実態調査」実施 ・京都婦人関係行政推進会議発足 ・京都府婦人問題検討会議設置	
1989 年 (平成元年)	・「子どもの権利条約」採択	・学習指導要領改訂(中学・高校家庭科の男女必修化)	・「KYO のあけぼのプラン」策定公表 ・女性政策課を設置 ・女性政策推進本部を設置 ・京都府女性政策推進専門家会議を設置 ・「KYO のあけぼのフェスティバル」、「京都府あけぼの賞」を創設	・「女性のつどい（現・男女共同参画フォーラム）」開始
1990 年 (平成 2 年)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採決			・「女性に関する生活の実態と意識調査」実施 ・「女性活動相談室」開設（～1996）

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
1991 年 （平成 3 年）		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第 1 次改訂		・「女ごころ相談室（現・女性の相談室）」開設
1992 年 （平成 4 年）		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置 ・「農山漁村の女性に関する中長期ビジョン（新しい農山漁村の女性 2001 年）」策定 ・介護休業制度に関するガイドライン策定		
1993 年 （平成 5 年）	・国連第 48 回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」 ・国連世界人権会議「ウイーン宣言及び行動計画」採択	・中学校の家庭科男女共修開始 ・「パートタイム労働法」施行		
1994 年 （平成 6 年）	・国際家族年 ・国際人口・開発会議（カイロ） ・ILO「パートタイムに関する条約」及び勧告を採択	・高校の家庭科男女共修開始 ・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置	・京都府女性政策推進専門家会議「KYO のあけぼのプラン改定についての提言」提出	・「女性プラン推進本部（現・男女共同参画推進本部）」設置
1995 年 （平成 7 年）	・国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ・第 4 回世界女性会議（北京）「北京宣言及び行動綱領」採択	・「ILO 156 号条約」批准 ・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化） ・「子育て支援総合計画（エンゼルプラン）」スタート	・「京の女性史」発刊	・「女性プラン懇話会」設置 ・女性プラン懇話会「提言」提出 ・「女性問題に関する市民意識調査」実施 ・「男女平等に関する長岡京市職員意識調査」実施
1996 年 （平成 8 年）	・第 1 回子どもの性の商業的搾取に関する世界会議（ストックホルム）	・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・「KYO のあけぼのプラン」改定 ・京都府女性総合センターを設置	・「男女共同参画プラン」（第 2 次計画）策定 ・「男女共同参画プラン推進本部（現・男女共同参画推進本部）」設置 ・「教育委員会生涯学習課女性政策係」に名称変更 ・「男女が共にいきいきと働くための職場づくりのための調査」実施 ・「働く女性を取り巻く状況調査」実施
1997 年 （平成 9 年）		・男女共同参画審議会設置（法律）		・「教育委員会総務課女性政策係」に組織変更 ・「中学生の男女平等についての意識調査」実施
1998 年 （平成 10 年）				・男女共同参画プラン推進会議「提言（進行管理）」提出 ・「小学生の男女平等についての意識調査」実施 ・男女共同参画情報紙「アンサンブル」創刊
1999 年 （平成 11 年）		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・「介護保険法」施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・「食料・農業・農村基本法」施行（女性の参画の促進を規定）	・男女共同参画社会に関する府民意識調査の実施	・「男女共同参画プラン懇話会（現・男女共同参画審議会）」設置 ・「審議会等への女性の登用促進要綱」施行 ・「男女共同参画社会市民意識調査」実施 ・「男女共同参画社会職員意識調査」実施
2000 年 （平成 12 年）	・国連特別総会「女性 2000 年会議」（ニューヨーク）「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」採択	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為規制法」施行	・「新京都府女性行動計画策定に向けての提言」提出（12 月）	・男女共同参画プラン懇話会「提言」提出

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
2001 年 （平成 13 年）		・男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「DV 防止法」施行 ・第 1 回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・「京都府男女共同参画計画－新 KYO のあけぼのプラン」策定（4 月）	・「男女共同参画計画」（第 3 次計画）策定
2002 年 （平成 14 年）		・アフガニスタンの女性支援に関する懇話会開催		・「中学生の男女平等について意識調査」実施
2003 年 （平成 15 年）		・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第 4 回・5 回女子差別撤廃条約実施状況報告審議		・「小学生の男女平等について意識調査」実施
2004 年 （平成 16 年）		・「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ・男女共同参画社会の将来像検討会報告書の取りまとめ ・「DV 防止法」改正及び同法に基づく基本方針の策定	・「京都府男女共同参画推進条例」施行 ・「京都府男女共同参画審議会」設置 ・「女性チャレンジ相談」開催 ・「女性チャレンジネットワーク会議」開催	・「男女共同参画社会についての市民意識調査」実施
2005 年 （平成 17 年）	・第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京＋10」世界閣僚級会合）（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第 2 次）」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・審議会「京都府におけるチャレンジ支援方策について」意見書提出 ・「女性チャレンジオフィス」開設 ・アクションプラン「女性発・地域元気力「わくわく」プラン」策定	・「女性交流支援センター」開設、「教育委員会女性交流支援センター」に組織変更 ・「女性のための法律相談」開設
2006 年 （平成 18 年）		・「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」策定 ・「女性の再就職支援」開始	・「男女共同参画計画」（第 4 次計画）策定 ・「企画部人権推進課男女共同参画担当」に組織変更
2007 年 （平成 19 年）		・「DV 防止法」一部改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」決定	・「新 KYO のあけぼのプラン後期施策」の重点項目及び数値目標策定 ・「地域女性チャレンジオフィス」開設 ・「地域女性わくわくスポット」設置	・「企画部女性交流支援センター」に組織変更
2008 年 （平成 20 年）		・改正「DV 防止法」施行 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告提出	・男女共同参画課に課名改称 ・「ワーク・ライフ・バランス推進コーナー」開設	・「企画部政策推進課男女共同参画担当」に組織変更
2009 年 （平成 21 年）		・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」改定 ・新計画検討部会設置 ・「男女共同参画に関する府民意識調査」実施	・「DV 対策ネットワーク会議」設置 ・「男女共同参画社会についての市民意識調査」実施

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
2010 年 （平成 22 年）	・国連「北京＋15」記念会合（ニューヨーク）	・APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 ・第 8 回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・京都府家庭支援総合センター開所 ・マザーズジョブカフェ開設 ・「京都仕事と生活の調和行動計画」策定 ・「子育て期の多様な働き方モデル創造プラン」策定	・「男女共同参画フロア（いこ～る）」開設 ・「長岡京市男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画審議会」設置
2011 年 （平成 23 年）	・UN Women 正式発足		・「KYO のあけぼのプラン(第 3 次)」策定 ・マザーズジョブカフェ北部サテライト開設 ・京都ワーク・ライフ・バランスセンター開設	・「長岡京市男女共同参画計画 第 5 次計画」策定 ・「企画部市民協働・男女共同参画政策監男女共同参画担当」に組織変更
2012 年 （平成 24 年）	・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワ-メント」決議案採択	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	・京都女性起業家賞(アントレプレナー)開始	
2013 年 （平成 25 年）		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正（平成 26 年 1 月施行） ・「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる ・改正「ストーカー規制法」成立	・「京都仕事と生活の調和行動計画(第 2 次)」策定	・「長岡京市男女共同参画計画　第 5 次計画」活動指標見直し
2014 年 （平成 26 年）	・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo 2014）開催	・北京都ジョブパークマザーズジョブカフェ開設 ・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第 3 次)」策定 ・輝く女性応援会議 in 京都開催	・「男女共同参画社会についての市民意識調査」実施
2015 年 （平成 27 年）	・G7 首脳宣言（2015 年エルマウ・サミット）で女性の起業、経済的能力の強化について採択 ・国連「北京+20」記念会合（第 59 回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）） ・第 3 回国連防災世界会議(仙台）「仙台防災枠組」採択	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」策定 ・「女性活躍推進法」施行 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・輝く女性応援京都会議発足、行動宣言採択 ・京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(愛称：京都 SARA(サラ))開設	・「女性活躍推進のためのワンストップ相談窓口」開設
2016 年 （平成 28 年）	・G7 伊勢志摩サミットの首脳会合及びすべての関係閣僚会合において「女性活躍推進」をアジェンダに設定(ジェンダー主流化)	・国の公共調達においてワーク・ライフ・バランス等推進企業を加点評価する指針の決定	・「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）後期施策」策定 ・「京都女性活躍応援計画」策定 ・女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」開設 ・「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度開始	・「長岡京市男女共同参画計画」（第 6 次計画）策定 ・女性活躍推進法による特定事業主行動計画策定 ・「対話推進部男女共同参画推進課男女共同参画担当」「対話推進部女性交流支援センター」に組織変更
2017 年 （平成 29 年）	・第 1 回 G7 男女共同参画担当大臣会合	・「子育て安心プラン」の公表 ・刑法の一部改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) ・国家公務員の旧姓使用の拡大	・「京都女性活躍応援男性リーダーの会」結成 ・「輝く女性応援京都会議（地域会議）」設置 ・「京都ウィメンズベースアカデミー」開設	・「男性の電話相談」開設

	世界の動き	国の動き	京都府の動き	長岡京市の動き
2018 年 （平成 30 年）	・第 2 回 G7 男女共同参画担当大臣会合	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～」の策定	・「配偶者等からの暴力に関する調査」実施	・「ＤＶ相談専用電話」開設
2019 年 （平成 31 年・令和元年）	・W20 サミット（日本）開催（第 5 回 WAW!と同時開催） ・第 3 回 G7 男女共同参画担当大臣会合	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	・「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 4 次）」策定	・対話推進部女性交流支援センターと男女共同参画推進課を組織統合、「男女共同参画センター」開設 ・「男女共同参画社会についての市民・事業所意識調査」実施 ・男女共同参画センター愛称“いこ～る”プラス及びロゴマークを定める
2020 年 （令和 2 年）	・国連「第 4 回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」 ・W20 サミット（サウジアラビア）開催	・DV 相談＋（プラス）開始 ・「第 5 次男女共同参画基本計画」閣議決定	・女性活躍推進サミット「WIT Kyoto」開催	
2021 年 （令和 3 年）			・「KYO のあけぼのプラン（第 4 次）」策定	・「長岡京市男女共同参画計画　第 7 次計画」策定

7. 男女共同参画社会基本法

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条―第 12 条）
第 2 章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条―第 20 条）
第 3 章　男女共同参画会議（第 21 条―第 28 条）
附則

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、

家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条　国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 9 条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及

び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章　男女共同参画会議

（設置）

第21条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条　会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3　第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4　第1項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条　前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第１条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第１項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

２　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第４条第１項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第１項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第２項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第４条第２項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

３　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第５条第１項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第３項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第１項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第３項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則　（平成11年７月16日法律第102号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日=平成13年１月６日）

一　略

二　附則第10条第１項及び第５項、第14条第３項、第23条、第28条並びに第30条の規定　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則　（平成11年12月22日法律第160号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成13年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

8. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成 13 年法律第 31 号）

（最終改正：令和元年 6 月 26 日）

目次

前文
第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 1 章の 2　基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）
第 2 章　配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条―第 5 条）
第 3 章　被害者の保護（第 6 条―第 9 条の 2）
第 4 章　保護命令（第 10 条―第 22 条）
第 5 章　雑則（第 23 条―第 28 条）
第 5 章の 2　補則（第 28 条の 2）
第 6 章　罰則（第 29 条・第 30 条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章　総則

（定義）

第 1 条　この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2　この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3　この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2　基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2　内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更し

たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第２条の３　都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三　その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

３　市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

５　主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第２章　配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第３条　都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

２　市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

３　配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一　被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二　被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三　被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第５条、第８条の３及び第９条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四　被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五　第４章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六　被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

４　前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

５　配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第４条　婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第５条　都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第３章　被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第６条　配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

２　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

３　刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前２

項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4　医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第 7 条　配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第 8 条　警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第 8 条の 2　警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第 8 条の 3　社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第 9 条　配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第 9 条の 2　前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章　保護命令

（保護命令）

第 10 条　被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第 18 条第 1 項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一　命令の効力が生じた日から起算して 6 月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまと

い、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二　命令の効力が生じた日から起算して 2 月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2　前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一　面会を要求すること。

二　その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三　著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四　電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五　緊急やむを得ない場合を除き、午後 10 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六　汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七　その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八　その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3　第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4　第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5　前項の申立ては、当該親族等（被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第 11 条　前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2　前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各

号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一　申立人の住所又は居所の所在地

二　当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条　第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二　配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三　第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四　第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五　配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ　当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ　相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ　相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ　相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2　前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治 41 年法律第 53 号）第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条　裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条　保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2　申立書に第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3　裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条　保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2　保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3　保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4　保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知する

ものとする。

5　保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条　保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2　前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3　即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4　前項の規定により第10条第1項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5　前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6　抗告裁判所が第10条第1項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7　前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8　前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条　保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第一号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2　前条第6項の規定は、第10条第1項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3　第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第18条　第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2　前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条　保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第20条　法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職

務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第 21 条　この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条　この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章　雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条　配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2　国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条　国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条　都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一　第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二　第 3 条第 3 項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三　第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四　第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2　市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条　国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2　国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

一　都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二　市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2　補則

（この法律の準用）

第 28 条の 2　第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条第 1 項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第二号、第 12 条第 1 項第一号から第四号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

第 6 章　罰則

第 29 条　保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条　第 12 条第 1 項（第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第 1 項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10 万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（以下省略）

9. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

（平成 27 年法律第 64 号）

（最終改正：令和元年 6 月 5 日）

目次

第 1 章　総則（第 1 条―第 4 条）
第 2 章　基本方針等（第 5 条・第 6 条）
第 3 章　事業主行動計画等
第 1 節　事業主行動計画策定指針（第 7 条）
第 2 節　一般事業主行動計画等（第 8 条―第 18 条）
第 3 節　特定事業主行動計画（第 19 条）
第 4 節　女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
第 4 章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条―第 29 条）
第 5 章　雑則（第 30 条―第 33 条）
第 6 章　罰則（第 34 条―第 39 条）
附則

第 1 章　総則

（目的）

第 1 条　この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2　女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3　女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条　国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条　事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章　基本方針等

（基本方針）

第 5 条　政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

を定めなければならない。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二　事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三　女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ　職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四　前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5　前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条　都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章　事業主行動計画等

第1節　事業主行動計画策定指針

第7条　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2　事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一　事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三　その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3　内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節　一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条　国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2　一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性

労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6　第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7　一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8　第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条　厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14条第1項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（認定の取消し）

第11条　厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一　第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二　この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三　不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第12条　厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第13条　前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2　特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第14条　特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2　第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第15条　厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

一　第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

二　第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三　第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚

偽の公表をしたとき。

四　前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五　不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第16条　承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2　この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4　承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5　職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6　職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7　厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条　公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条　国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節　特定事業主行動計画

第19条　国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2　特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

一　計画期間

二　女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三　実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5　特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　特定事業主は、毎年少なくとも１回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7　特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第４節　女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 20 条　第８条第１項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2　第８条第７項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 21 条　特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一　その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二　その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第４章　女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第 22 条　国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3　地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4　前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第 23 条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第24条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2　地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第25条　国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第26条　国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第27条　当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2　協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3　協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一　一般事業主の団体又はその連合団体

二　学識経験者

三　その他当該関係機関が必要と認める者

4　協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5　協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第28条　協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第29条　前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章　雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第30条　厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第31条　厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第32条　第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第33条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章　罰則

第 34 条　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条　次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一　第 22 条第 4 項の規定に違反して秘密を漏らした者

二　第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条　次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

一　第 16 条第 4 項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

三　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条　次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一　第 10 条第 2 項（第 14 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四　第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条　第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附　則　抄

（施行期日）

第 1 条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（この法律の失効）

第 2 条　この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2　第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4　この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第 3 条　前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第 4 条　政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則　（平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号）　抄

（施行期日）

第 1 条　この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定　公布の日

二・三　略

四　第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定（「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。）、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 10 条第 10 項第五号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年

法律第68号）第38条第3項の改正規定（「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。）、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条（次号に掲げる規定を除く。）の規定　平成30年1月1日

（罰則に関する経過措置）

第34条　この法律（附則第1条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附　則　（令和元年6月5日法律第24号）　抄

（施行期日）

第1条　この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定　公布の日

二　第2条の規定　公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条　政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

長岡京市男女共同参画計画　第７次計画

2021(令和３)年３月
発行　長岡京市対話推進部男女共同参画センター
〒617-0833　長岡京市神足２丁目３番１号
TEL:075-963-5501　FAX:075-963-5521

長岡京市

男女共同参画計画

第7次計画

2021（令和3）年度

▼

2025（令和7）年度